

第2章 ごみ処理基本計画

1. ごみ処理の体系

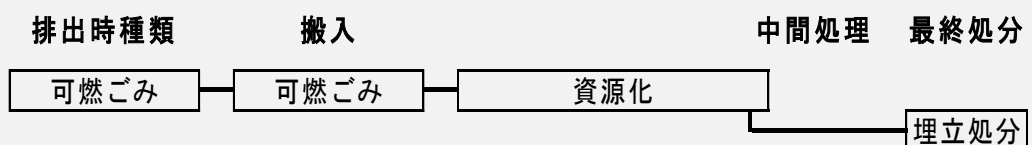
平成30年4月1日現在、当市におけるごみ処理のながれは、図1のとおりです。

図1. 当市における処理フロー(平成30年度)

1. 家庭系ごみ



2. 事業系ごみ



家庭系ごみは、「厨芥類、プラスチック類、草木類、革類」「ガラス・セトモノ類」、「新聞紙」「段ボール」「本、その他の紙類」「牛乳パック」「古布」、「ビン」「カン」、「ペットボトル」、「乾電池等」「蛍光管等」「スプレー缶」「使い捨てライター」、「粗大ごみ」「金属ごみ」の16種類に分別されています。

収集は、これらの種類を性状や処理方法により「可燃ごみ」、「古紙・古布」、「ビン・カン」、「ペットボトル」、「有害ごみ」、「粗大・金属ごみ」の6分類にまとめ、廃棄物集積所収集方式（以下「ステーション方式」という。）により実施しています。なお、収集運搬業務は平成5年から全て民間事業者へ委託しています。

中間処理は平成14年に市の焼却施設を廃止したことに伴い、全て民間事業者への委託により行っています。このうち、「可燃ごみ」は市内所在の民間セメント工場に委託し、セメント製造の原・燃料となる資源化処理を行っています。

「ビン」及び「ペットボトル」は「容器包装リサイクル法」に基づく再商品化処理を行っています。また、「粗大・金属ごみ」の一部、「古紙」、「古布」についてはリサイクル業者に引き渡し、再生・再利用、木質系の粗大ごみについては、バイオマス発電燃料として利用されています。

また、「粗大・金属ごみ」の中間処理工程から生じる残渣（プラスチック類）は、県内の民間処理施設において熱分解ガス化改質方式により資源化処理され、サーマルリサイクルされています。

最終処分は、平成4年に大字田波目地内に一般廃棄物最終処分場（以下「市処分場」という。）を建設し、焼却灰及び「不燃ごみ」（ガラス・セトモノ類やプラスチック）を埋立処分してきましたが、平成14年の「可燃ごみ」の資源化処理移行後は、資源化処理不適合物（混入金属類）及び「ビン」「カン」の中間処理残渣（混入金属類・陶磁器類）を埋立処分しています。

市の処理体系に組み込まれない家庭系ごみは、「資源有効利用促進法」や「家電リサイクル法」の対象品目のほか、廃タイヤ・有機塗料・ピアノ・コンクリート塊・耐火金庫・浴槽などの処理が困難なものを対象としています。

事業系ごみのうち、当市が処理しているごみは「可燃ごみ」のみであり、家庭系ごみにおける「可燃ごみ」と併せ、民間事業者へ処理を委託しています。処理施設への搬入は、排出事業者自らまたは一般廃棄物収集運搬許可事業者により行われています。その他のごみについては、事業者自らの責任において処理されています。そのため、市役所から排出する古紙類は「事業系ごみ」に位置付け、古紙卸売業者に回収を依頼しています。なお、事業系ごみにおける「可燃ごみ」には、廃プラスチックなど産業廃棄物にあたるごみは含まれていません。

家庭系ごみの収集運搬・処理方法については、表1のとおりです。

表1. 家庭系ごみの収集・処理方法

		主なもの	出し方	収集回数	収集方式	収集業務	処理方法
可燃ごみ	厨芥類等	・厨芥類 ・木くず、木製品 ・プラスチック	白色半透明袋または透明袋に入れる	2回／週 ただし年末年始や設備点検により、1回／週となる場合あり	ステーション方式	委託	・資源化 ・不適合物→埋立
	ガラス・セトモノ類	・陶磁器 ・ガラス ・化粧品ビン					
古紙・古布	新聞	・新聞紙 ・新聞折り込み広告	種類ごとにひもでしばる	1回／月 ただし4月及び10月は2回／月	ステーション方式（※1）		・選別処理後、資源化
	段ボール	・段ボール					
	牛乳パック	・牛乳パック					
	その他紙	・書籍 ・雑誌 ・包装紙 ・菓子等の紙箱					
	古布	・古着 ・古布					
ビン・カン	ビン	・ドリンク剤のビン ・カップ酒のビン ・調味料のビン ※飲料及び食料用に限る	ステーションに配置されるコンテナに入れる	1回／月 ただし7月から9月は2回／月	ステーション方式		・選別処理後、資源化（一部は破碎処理後、資源化） ・不適合物→埋立
	カン	・缶詰のカン ・菓子や海苔のカン ・飲料用のカン ※飲料及び食料用に限る					
ペットボトル	・飲料用 ・酒類用 ・しょうゆ用	白色半透明袋または透明袋に入れる	2回／月	ステーション方式	・圧縮処理後、資源化		
有害ごみ	乾電池等	・マンガン電池 ・アルカリ電池 ・ボタン電池	種類ごとに白色半透明袋または透明袋に入れる	4回／年	ステーション方式	・選別、破碎処理後、資源化	
	蛍光管等	・蛍光管 ・電球 ・水銀体温計					
	スプレー缶	・スプレー缶 ・カセットボンベ					
	使い捨てライター	・使い捨てライター ・着火ライター					
粗大・金属ごみ	粗大ごみ	・非木製家具 ・自転車 ・電子レンジ ・ストーブ ・ゴルフセット	事前連絡のうえ、排出者名を明示する	6回／年	ステーション方式（※2）	・選別、破碎処理後、資源化	
	金属ごみ	・小型電化製品 ・フライパン、鍋 ・金属ハンガー ・包丁、ナイフ ・ねじ、金具 ※3	白色半透明袋または透明袋に入れる				

※1 牛乳パックは一部拠点回収を実施（市役所）

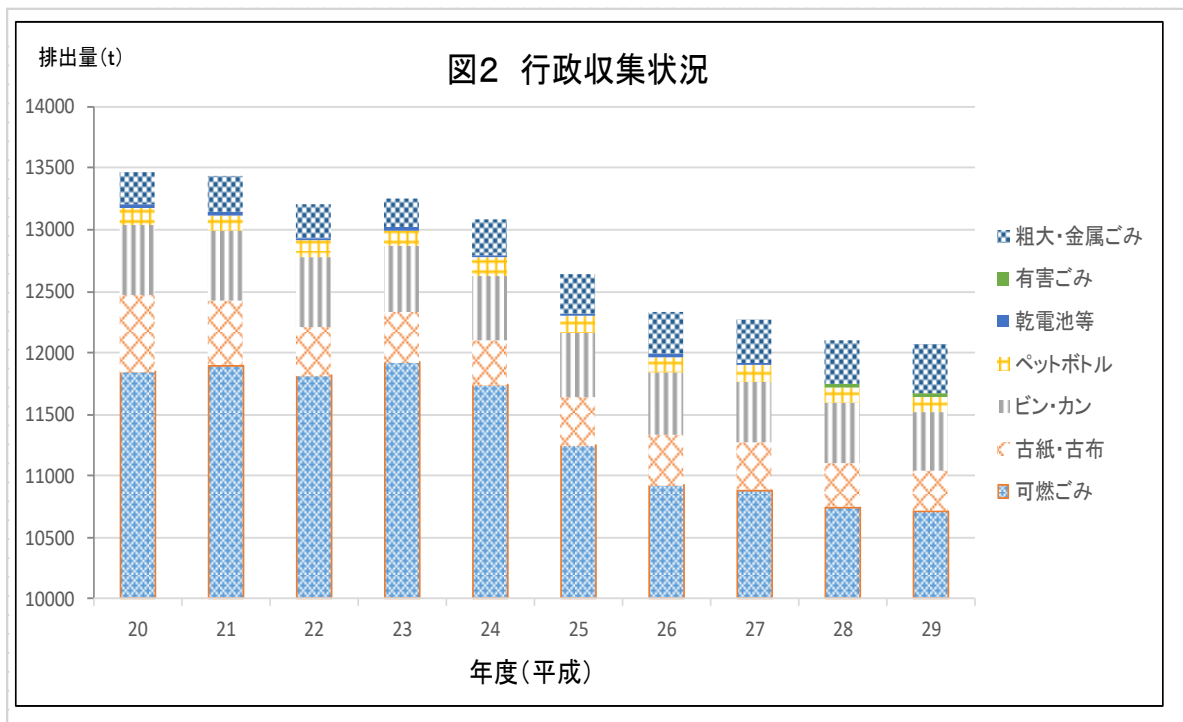
※2 粗大・金属ごみ及び大型木製品、有害ごみは排出者による清掃施設への直接搬入に対応（週1回）

※3 金属ごみのうち、パソコン・携帯電話については市役所環境課窓口及び清掃施設への直接搬入により収集

2. ごみの排出量

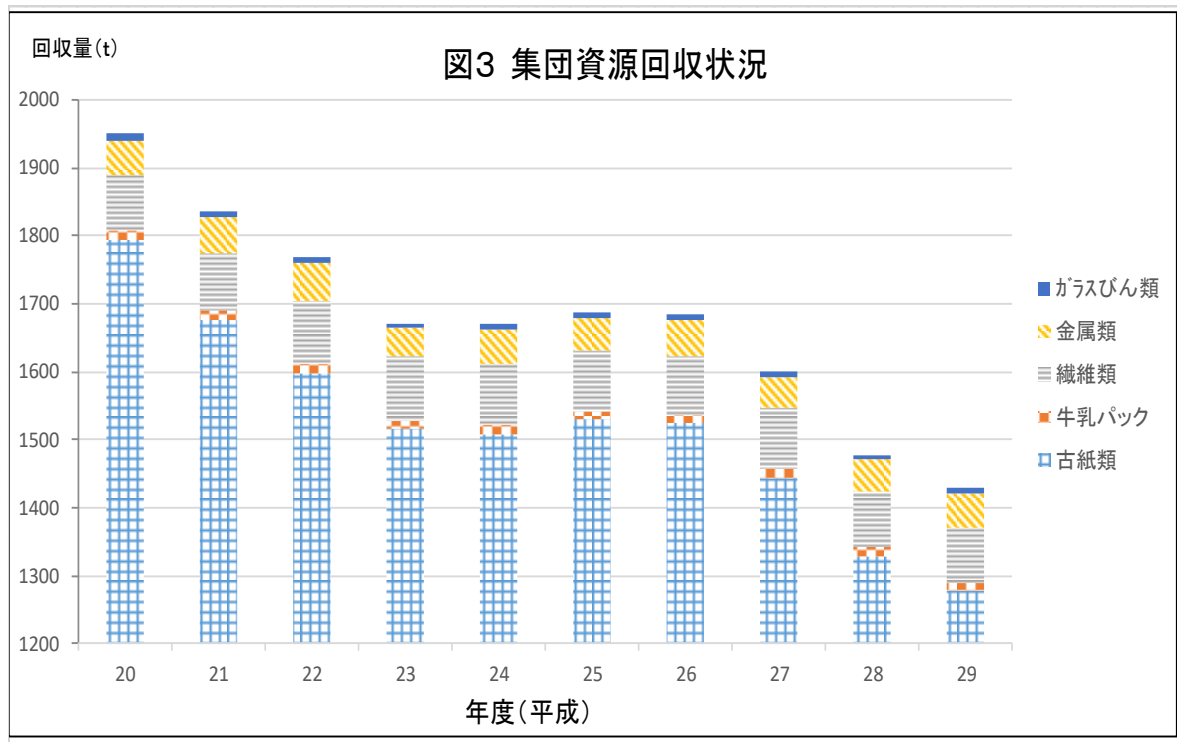
(1) 家庭系ごみの排出量の実態

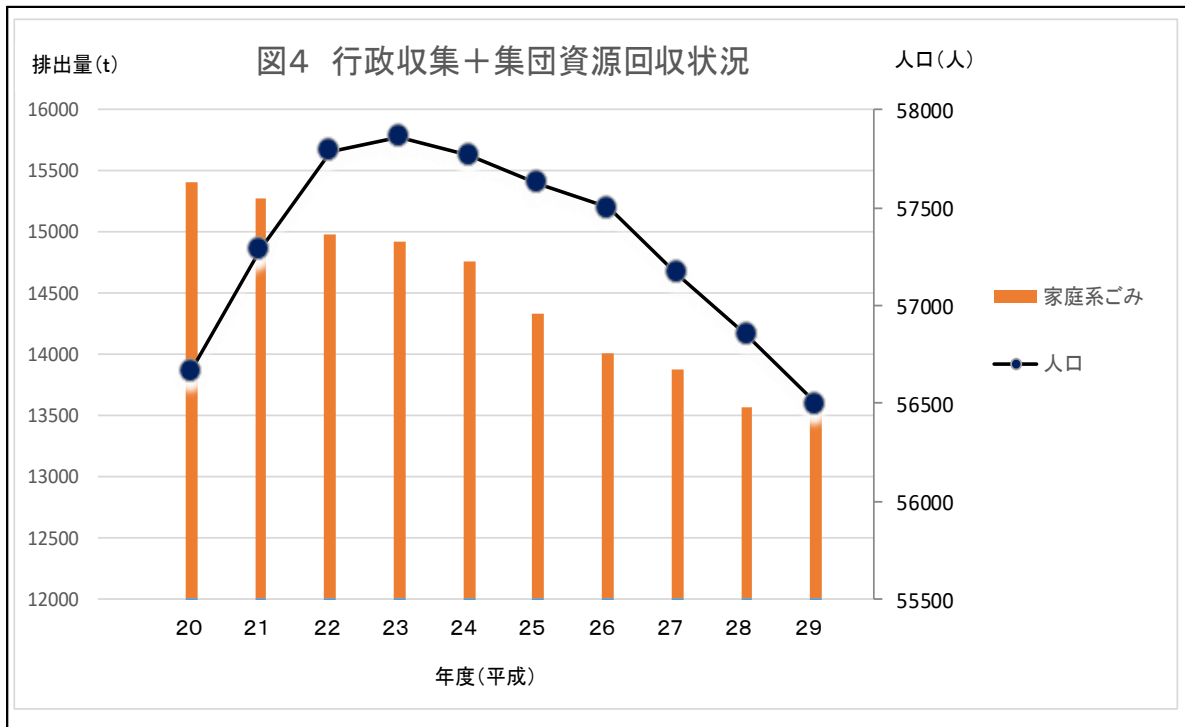
当市における家庭系ごみの排出状況は図2から図4のとおりです。



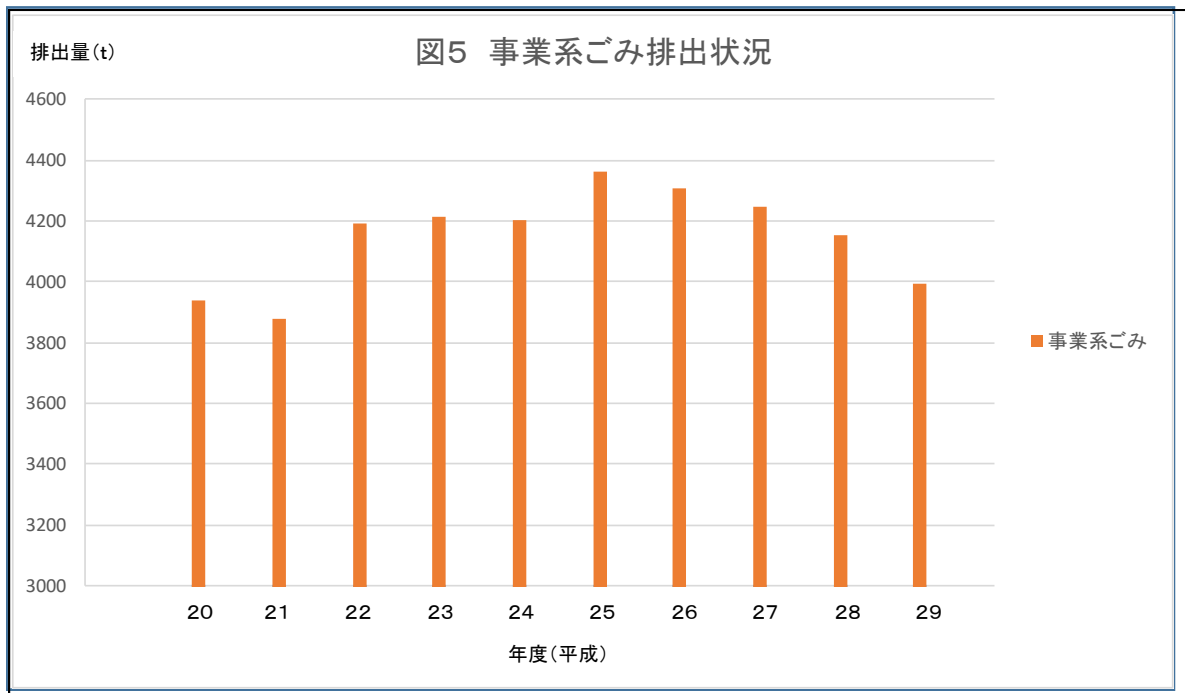
※平成27年9月まで「金属ごみ」に計上していた「スプレー缶・使い捨てライター」を平成27年10月から「乾電池等」に計上。

※平成28年度から「乾電池等」の分類を「有害ごみ」に変更。





(2) 事業系ごみの排出量の実態
 事業系ごみの排出量の推移は、図5のとおりです。



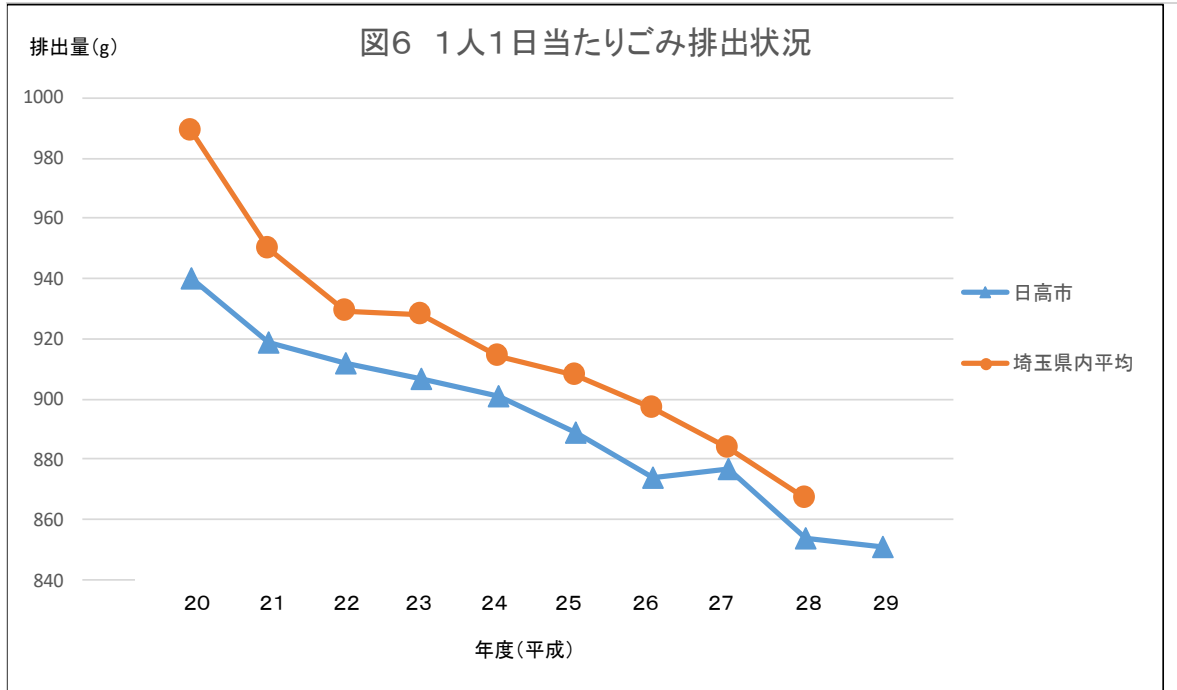
企業誘致施策の成果に伴い、事業系ごみの排出量は増加傾向でありましたが、家庭系ごみを主眼に事業系ごみにも減量施策を強力に推進した結果、平成25年度以降は減少傾向へと推移しています。

(3) 1人1日当たりのごみの排出状況

市民1人1日当たりのごみの排出量を埼玉県内の市町村平均と比較すると、図6のとおりです。

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課が実施した一般廃棄物処理事業実態調査によると、平成28年度の埼玉県内の市町村の平均値は867gで、最低値は642g、最高値は1,146gとなっています。

当市は、861gで平均値を下回っていますが、県内63市町村のなかでは、23番目の排出量で、町村を除く40市のなかでは、16番目の排出量となります。



※一般廃棄物処理事業実態調査より（埼玉県内平均の平成29年度の数値は現時点で集計中のため不明）

排出量＝計画収集量＋直接搬入量＋集団回収量

(4) ごみ排出概況

行政収集については、平成20年度から平成29年度までの排出量は右肩下がりです。10.4%減少しました。

また、集団資源回収についても同様に26.8%、回収量が減少しています。少子化に伴う実施団体の減少による影響と考えられます。

なお、集団資源回収量においては、特に古紙類の減少率が顕著であり、インターネット普及による新聞雑誌購読率の低下の影響も考えられますが、減少分の一部は可燃ごみとして排出されたものとも推測されますので、今後の可燃ごみ減量のキーポイントとして注目しています。

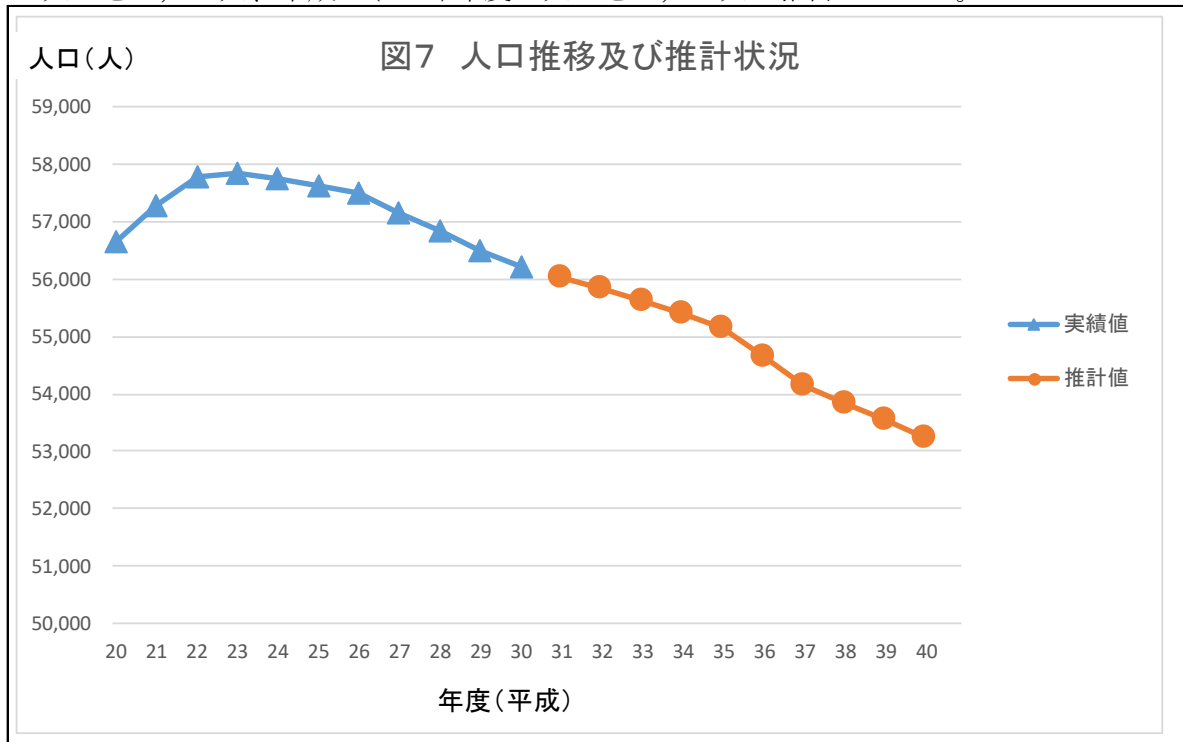
当市の可燃ごみ処理は、ステーション回収したごみをセメント製造の原料・燃料としてリサイクルする「資源化処理」を取り入れています。処理は市内に所在する民間のセメント製造工場に委託しており、収集した可燃ごみの重量がそのまま処理委託料金に反映されます。

ごみ処理については、全国的に受益者負担の原則に基づき有料化の潮流にある中、当市においても有料化に関する検討が進められてきましたが、平成24年5月に市長から、有料化を決定する前にまずごみの減量化を強力に推進する方針が示され、平成22年度の市民一人当たりの可燃ごみ量203kgに対し、10%削減となる183kg、及びその可燃ごみに含まれている、リサイクル資源の量を5%以下にすることを目標設定し、様々な施策を実施した結果、平成25年度の可燃ごみ量に関し、含有リサイクル資源量は5%以下を達成、可燃ごみ量については目標達成とはならなかったものの、減量化の取り組みが着実に市民のみなさんに浸透しつつあることが確認できたことを受け、有料化導入を凍結し、今後も減量及びリサイクルの推進に引き続き取り組んでいくこととしました。

(5) ごみ排出量の予測

① 人口の予測

RESAS 地域経済分析システムの将来人口推計をもとに、平成35(2023)年度の人口を55,165人、平成40(2028)年度の人口を53,234人と推計しました。



※実績値は統計ひだかより、各年度4月1日現在の数値。

※推計値はRESAS将来人口推計を基に推計した数値。

② 家庭系ごみ排出量の推計

○ 1人1日当たり排出量の推計

排出実績をもとに、平成35(2023)年度の排出量を626g、平成40(2028)年度の排出量を601gと推計しました。

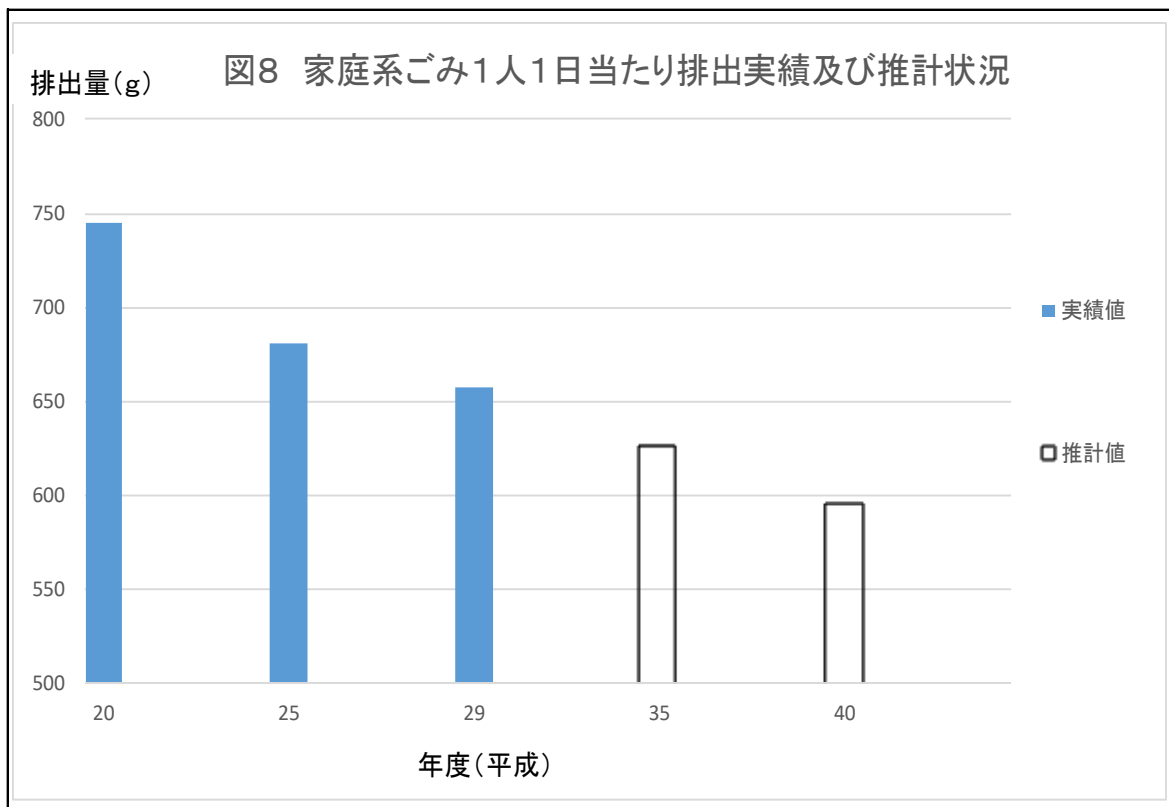
推計根拠

平成20年度から平成29年度の間は減少率は約9.5%でした。

これをもとに平成35(2023)年度の減少率を約4.7%、平成40(2028)年度の減少率を9.5%と予測しました。

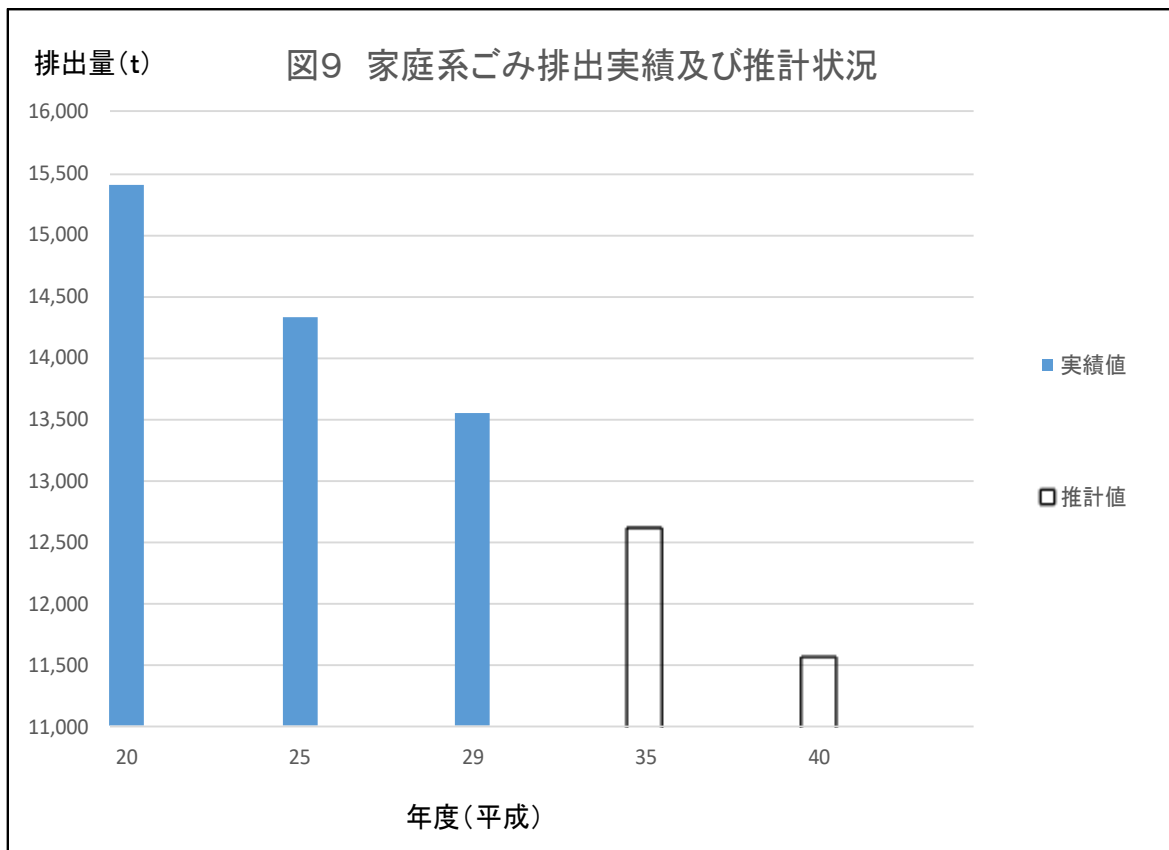
この数値を平成29年度の家庭系ごみ1人1日当たりの排出量657gにかけて推計しました。

- ・平成35(2023)年度推計排出量
 $657\text{g} \times 95.3\% \approx 626\text{g}$
- ・平成40(2028)年度推計排出量
 $657\text{g} \times 90.5\% \approx 595\text{g}$

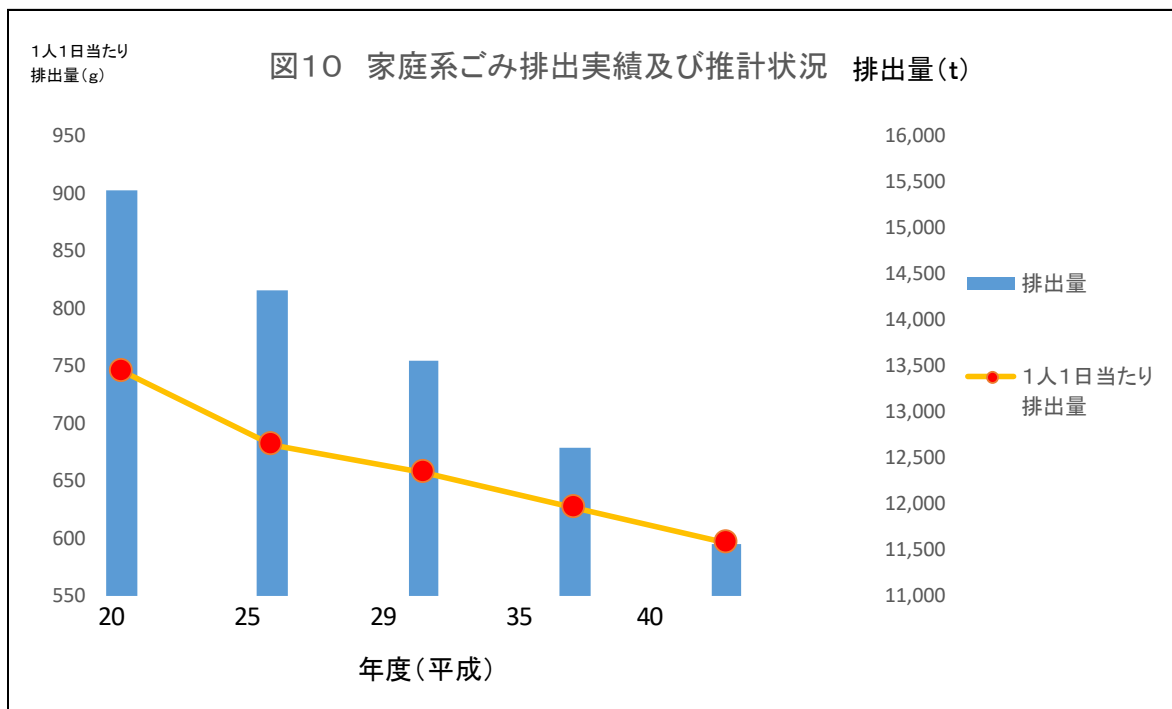


○排出量の予測 I

- ・平成35(2023)年度推計排出量
 $626 \text{ g} \times 55,165 \text{ 人} \times 365 \text{ 日} \approx 12,605 \text{ t}$
- ・平成40(2028)年度推計排出量
 $595 \text{ g} \times 53,234 \text{ 人} \times 365 \text{ 日} \approx 11,561 \text{ t}$



○排出量の推計 II



※平成20年度～29年度は実績値、平成30年度～40(2028)年度は推計値

③ 事業系ごみ排出量の推計

○ 1人1日当たり排出量の予測

排出実績をもとに、平成35(2023)年度の排出量を189g、平成40(2028)年度の排出量を187gと推計しました。

推計根拠

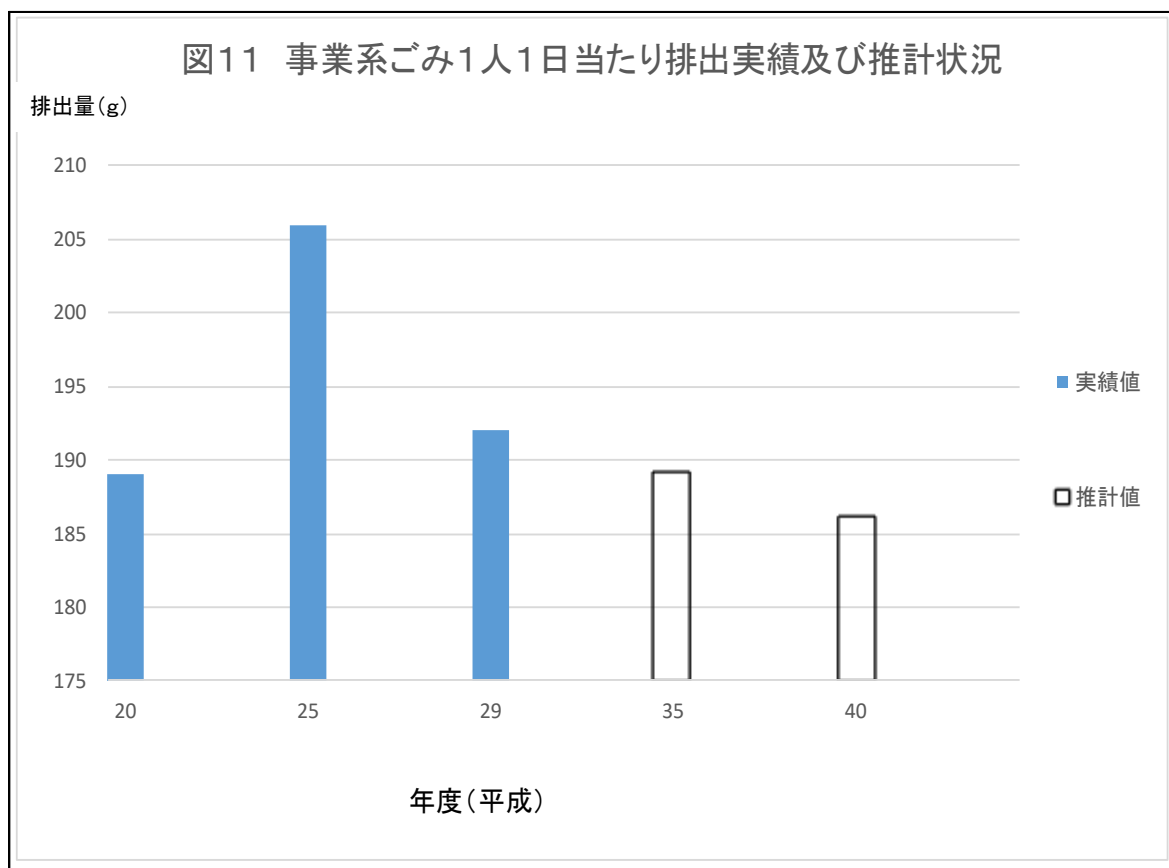
平成20年度から平成29年度の間は増加率は約1.59%とありますが、景気の低迷やごみ減量施策の効果、人口減少等により平成29年度から平成40(2028)年度の間は微減に転じるものと予測し、増加率を-1.80%と予測し推計しました。

- ・平成35(2023)年度推計排出量

$$192 \text{ g} \times 98.2\% \approx 189 \text{ g}$$

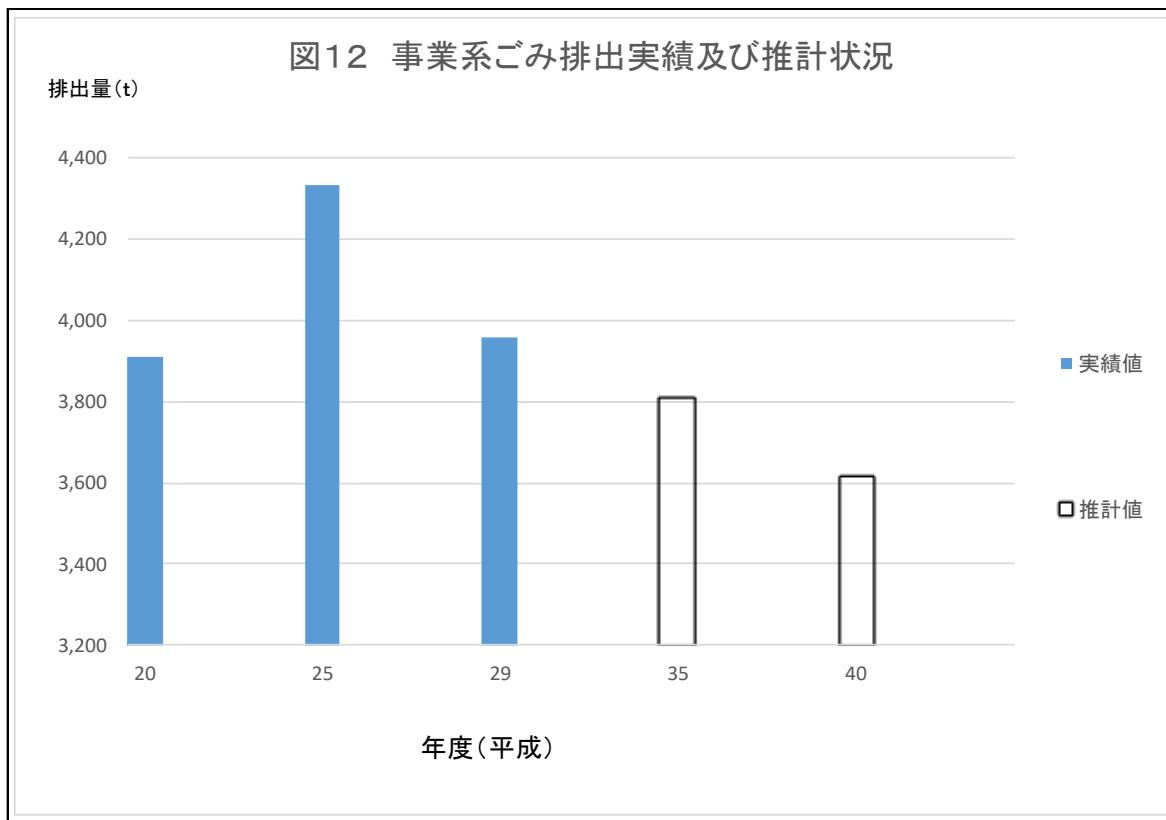
- ・平成40(2028)年度推計排出量

$$189 \text{ g} \times 98.2\% \approx 186 \text{ g}$$

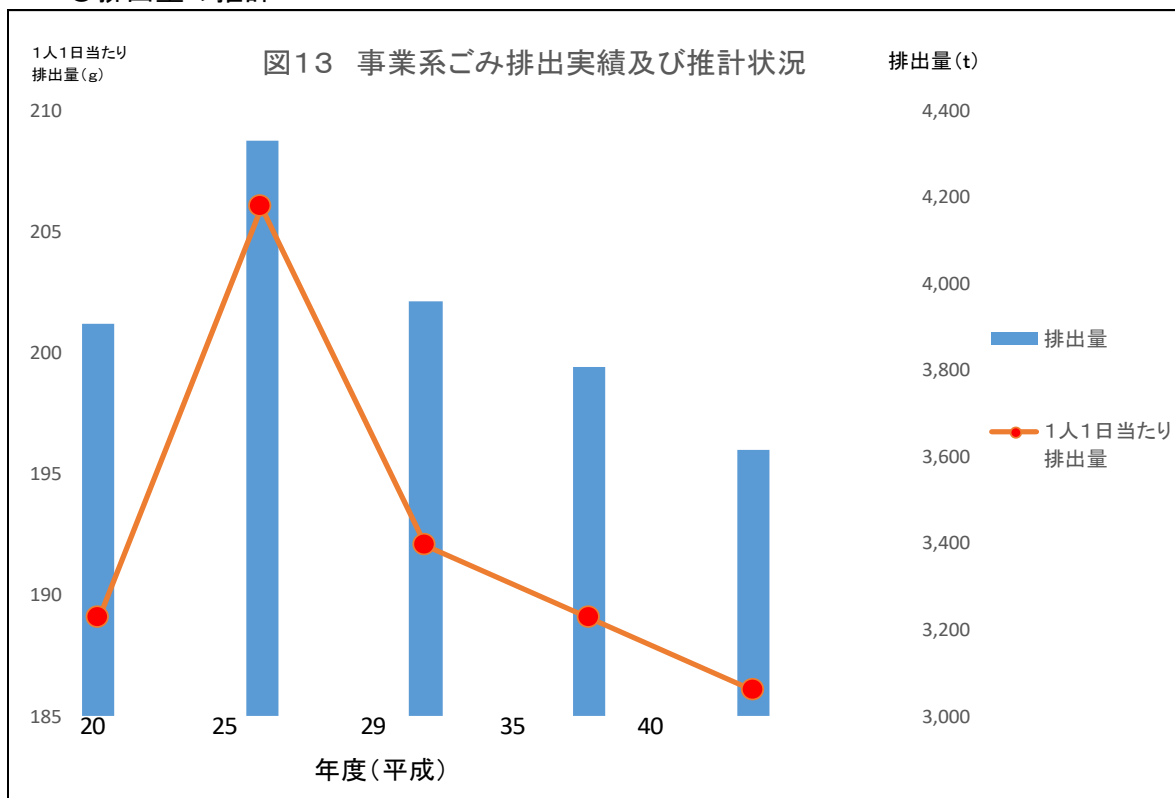


○排出量の推計 I

- ・平成35(2023)年度推計排出量
 $189 \text{ g} \times 55,165 \text{ 人} \times 365 \text{ 日} \doteq 3,806 \text{ t}$
- ・平成40(2028)年度推計排出量
 $186 \text{ g} \times 53,234 \text{ 人} \times 365 \text{ 日} \doteq 3,614 \text{ t}$



○排出量の推計 II



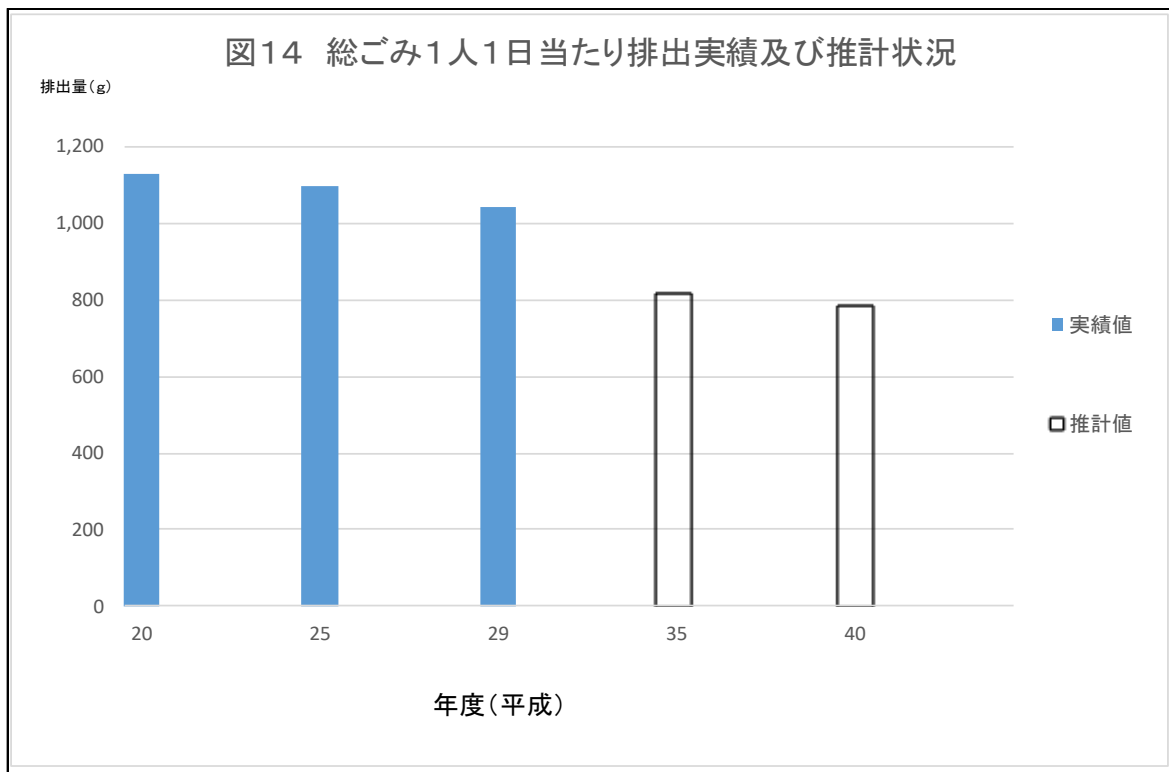
※平成20年度～29年度は実績値、平成20年度～40(2028)年度は推計値

④ ごみ総排出量の推計

○ 1人1日当たり排出量の推計

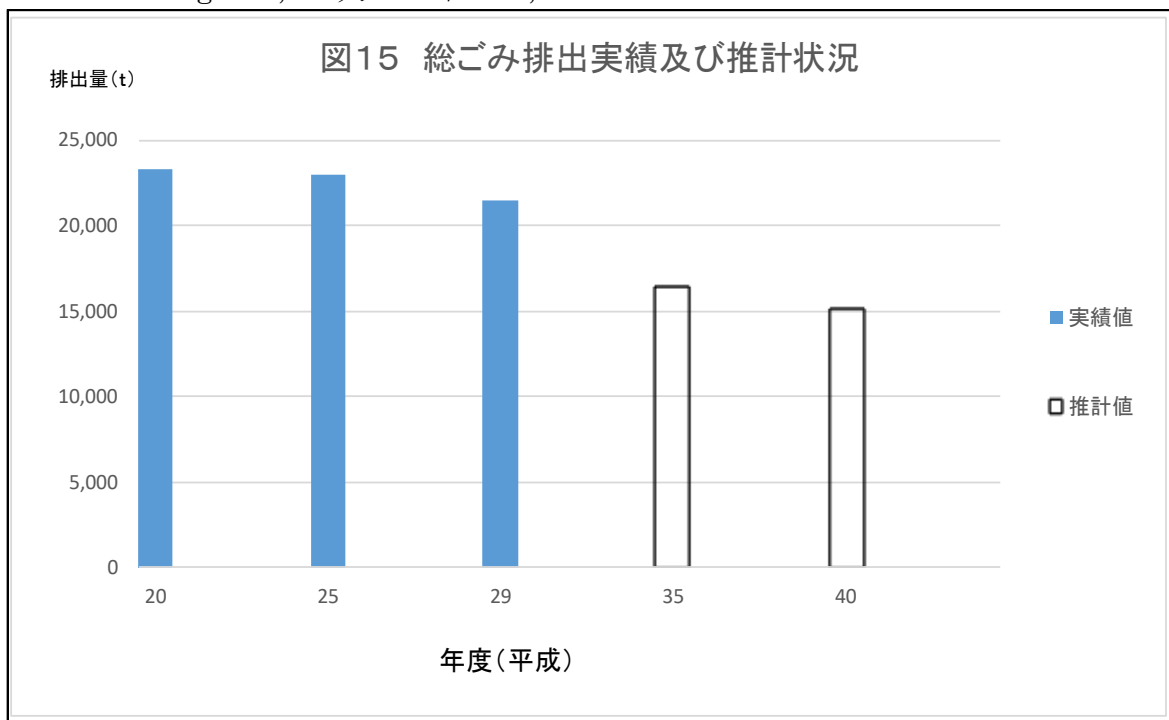
図8及び図10の推計をもとに、平成35(2023)年度の排出量を626g、平成40(2028)年度の排出量を601gと推計しました。

- ・平成35(2023)年度推計排出量 $626\text{ g} + 189\text{ g} = 815\text{ g}$
- ・平成40(2028)年度推計排出量 $595\text{ g} + 186\text{ g} = 781\text{ g}$

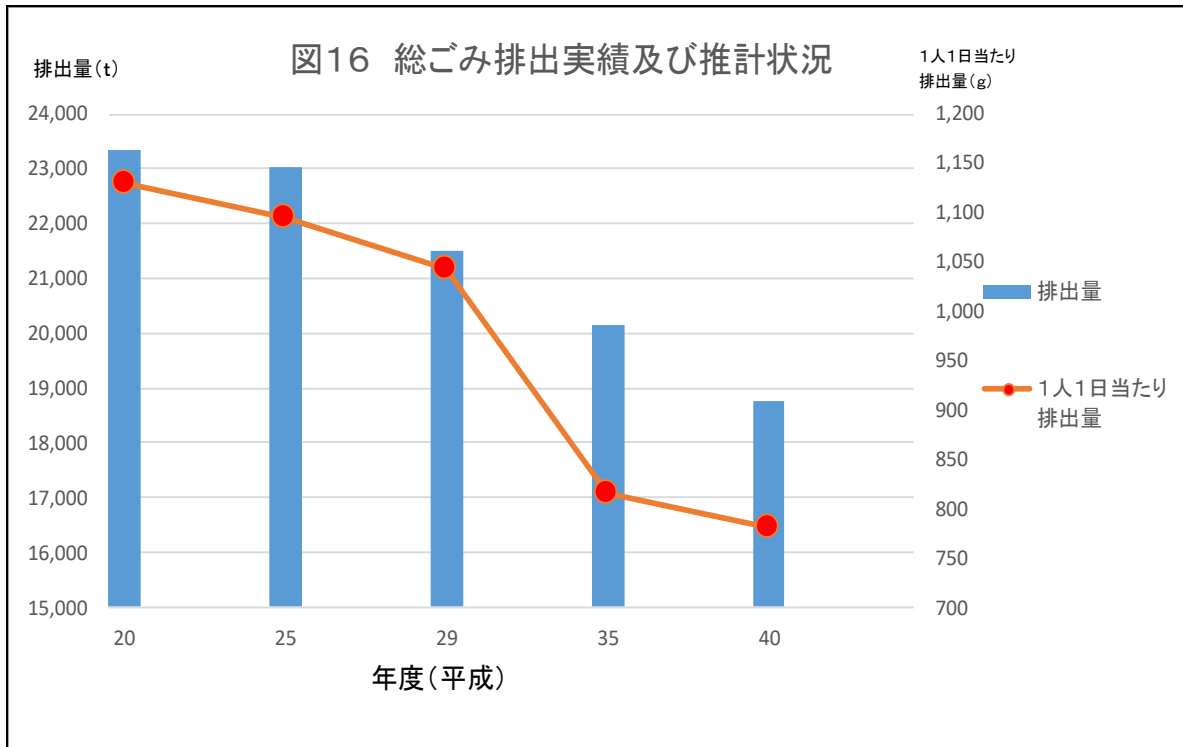


○ 排出量の推計 I

- ・平成35(2023)年度推計排出量
 $815\text{ g} \times 55,165\text{ 人} \times 365\text{ 日} \approx 16,410\text{ t}$
- ・平成40(2028)年度推計排出量
 $781\text{ g} \times 53,234\text{ 人} \times 365\text{ 日} \approx 15,175\text{ t}$



○排出量の推計 II



※平成20年度～29年度は実績値、平成30年度～40(2028)年度は推計値

資源化・減量化計画

資源化・減量化計画の構成

<現 状>

- 集団資源回収の現状
- 生ごみ処理容器等設置補助金制度
- 行政における資源化の現状
- リサイクル率（再生利用率）の推移

<課 題>

- 発生抑制の意識の低下
- リサイクル処理経費の増大
- 廃棄物の多様化
- 少子高齢化の影響

<基 本 計 画>

- (1) 基本的な考え方
- (2) ごみ減量・抑制目標
 - ①家庭系ごみの目標値
 - ②事業系ごみの目標値
 - ③ごみ総排出量の目標値
- (3) ごみ減量・発生抑制のための施策
 - ごみの発生量の監視及び増加原因の分析
 - ごみ発生量に関する情報提供
 - 県や企業等との連携
 - 個人・グループ・企業及び国等に対する発生抑制の働きかけ
 - 減量目標達成度合いの評価
 - 効果的な発生抑制策の実施
 - 環境学習の充実
- (4) ごみのリサイクル促進のための施策
 - 効果的な再生利用ルートの検討とその構築
 - リサイクルに最適な分別区分の策定
 - 個人や企業の自主的なリサイクルの取り組みの支援

3 資源化・減量化計画

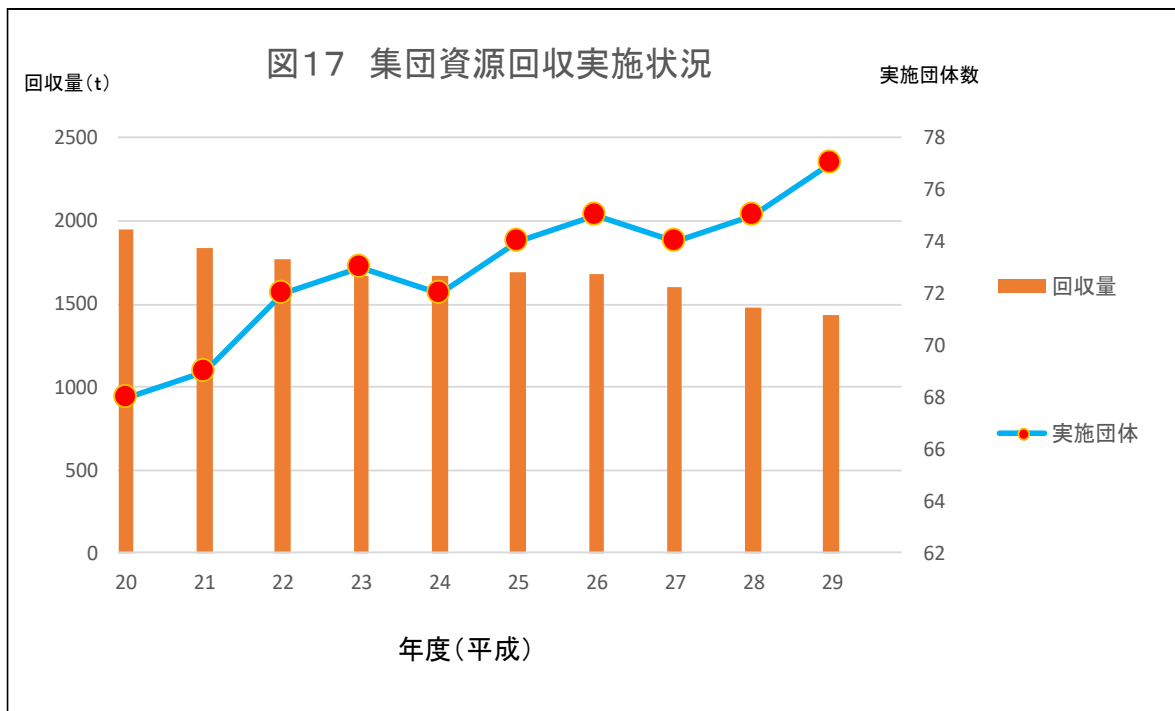
<現 状>

○集団資源回収の現状

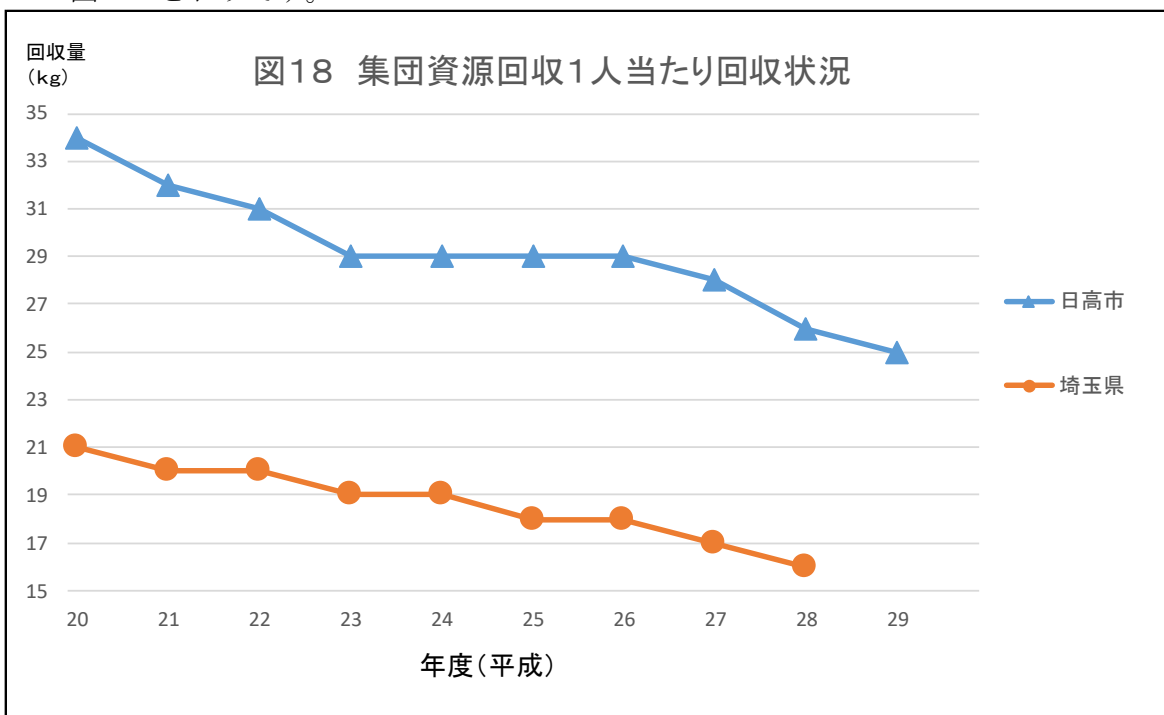
当市では、市民団体による集団資源回収に奨励報償金を交付し、市民の自主的なごみの資源化への取り組みを支援しています。奨励報償金の交付の対象となる品目は「古紙類」「牛乳パック」「繊維類」「金属類（スチール・アルミ）」「ガラスびん類（無色・茶色・その他）」です。

平成30年4月1日現在の報償金単価は古紙類・牛乳パック・繊維類が10円／k gで、金属類・ガラスびん類が7円／k gです。

集団資源回収の実績及び実施団体数は、図17のとおりです。



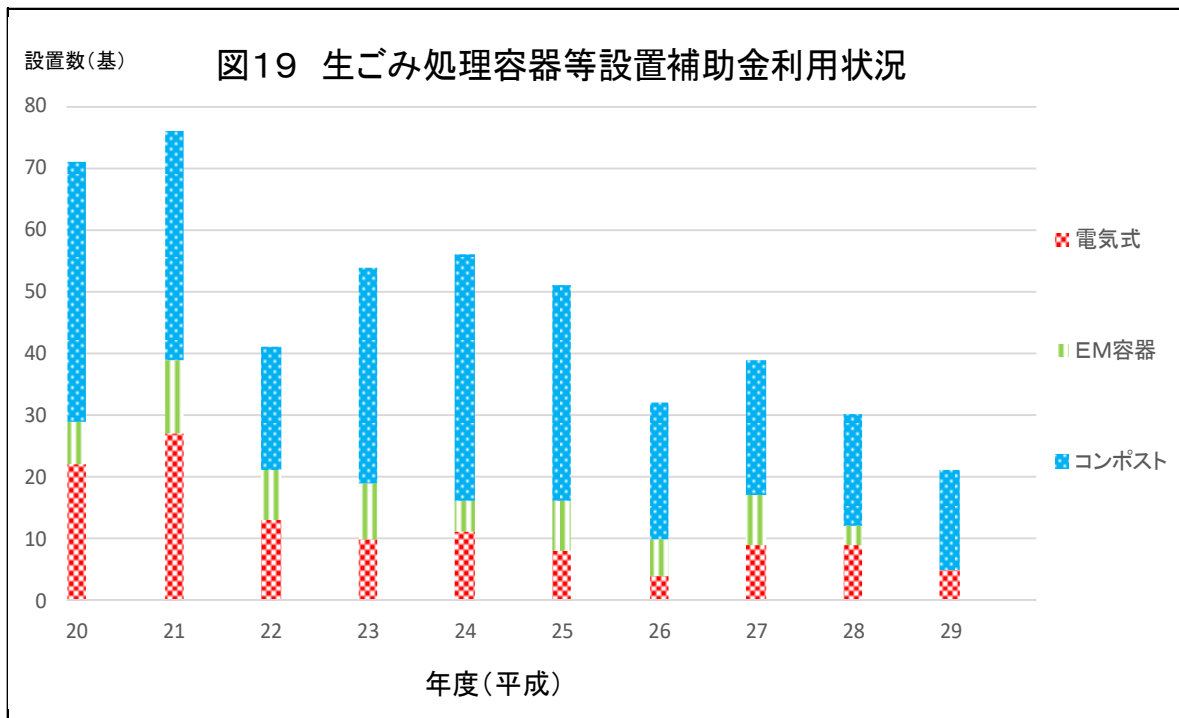
市民1人当たりの1年間の集団資源回収量を埼玉県内の市町村平均と比較すると図18のとおりです。



※一般廃棄物処理事業実態調査より（埼玉県内平均の平成29年度の数値は現時点で集計中のため不明）
市民1人当たりの集団資源回収量は埼玉県平均を大きく上回っています。

○生ごみ処理容器等設置補助金制度

生ごみの減量を推進するため、生ごみ処理容器等設置補助金を交付していますが、この制度を利用した設置状況は、図19のとおりです。



○行政における資源化の現状
 平成30年4月1日現在、当市の家庭から排出されるごみの資源化の方法は、表2のとおりです。

表2 家庭系ごみのリサイクル方法

ごみの種類	リサイクルの方法	内 容
可燃ごみ	原料・燃料	<ul style="list-style-type: none"> ・資源化キルンに投入し、発酵処理。 ・発酵処理後、セメント焼成キルンへ投入。 ・焼成キルン内にて、発酵物及びプラスチック類は石炭の代替物として燃料として利用。 ・ガラス類、陶磁器類及び燃焼によって生じた灰は粘土の代替物としてセメントの原料に利用。
古紙	原料	<ul style="list-style-type: none"> ・再生紙の原料として利用。
古布	原料・再利用・燃料	<ul style="list-style-type: none"> ・繊維原料として利用。 ・一部は中古衣料として再利用。 ・繊維市場の低迷時には、余剰流通を防ぐため、一部を可燃ごみとして資源化。
ビン	原料・再利用	<ul style="list-style-type: none"> ・ビンとして再利用可能なものは洗浄後再利用。 ・その他の物はガラス原料として利用。
カン	原料	<ul style="list-style-type: none"> ・アルミカンは再びアルミカンの原料として利用。 ・スチールカンは建築材料などの原料として利用。
ペットボトル	原料	<ul style="list-style-type: none"> ・ペットボトルや繊維、プラスチック製品の原料として利用。
スプレー缶	原料	<ul style="list-style-type: none"> ・無害化処理機に投入し、自動穴開け・ガス分離処理後、金属・非鉄金属原料として利用。
使い捨てライター	原料・燃料	<ul style="list-style-type: none"> ・無害化処理機に投入し、自動穴開け・ガス分離処理後、金属部分は金属・非鉄金属原料として利用。 ・プラスチック部分は熱回収施設の燃料として利用。
乾電池	原料	<ul style="list-style-type: none"> ・ロータリーキルンに投入し焙焼処理。 ・焙焼工程で気化した水銀を凝縮・精製し、水銀原料として利用。 ・外缶は金属・非鉄金属原料として利用。 ・亜鉛滓は土壌改良剤や亜鉛地金として利用。
蛍光管等	原料	<ul style="list-style-type: none"> ・破碎、選別後、ガラスは断熱材等の原料として利用。 ・アルミ、口金はアルミ原料として利用。 ・洗浄後の排水から水銀を回収し、凝縮・精製し水銀原料として利用。
粗大ごみ	原料・再利用・燃料	<ul style="list-style-type: none"> ・製品として有償売却できるものはそのまま再利用。 ・金属素材として利用できるものは原料として利用。 ・プラスチック等はガス化改質施設に投入し、建設資材・製鉄原料等として利用。 ・大型木製ごみは、チップ化処理後、木質バイオマス燃料として利用。
金属ごみ	原料・再利用	<ul style="list-style-type: none"> ・製品として有償売却できるものはそのまま再利用。 ・金属素材として利用できるものは原料として利用。

多くの自治体で焼却処理されている可燃ごみは、当市ではセメントの製造工程の燃料及び原料の代替物として利用されています。この可燃ごみ資源化処理のメリットとしては、①焼却灰が出ないので、埋立処分をする必要が無く、最終処分場を延命化できる。

②処理工程中、1,450℃で焼成されるため、ダイオキシン類の発生が極めて少ない。

③厨芥類・汚れた紙類の他、皮革製品・プラスチック類・ガラス・セトモノなども可燃ごみ扱いとなるため、ごみの分別が軽減されることなどが上げられます。

古紙は、再生紙の原料となりますが、新聞や段ボールなど再生紙の種類ごとに利用できる古紙も異なっています。ゆえに高品質の再生紙を廉価に生産するためにも、古紙の種類ごとの分別の徹底が望まれます。また、可燃ごみに混入してしまっている雑紙等をしっかり分別し古紙としてリサイクルすることで、可燃ごみの処理費用が節減できます。

古布は、繊維素材や工業用雑巾（ウエス）として利用されるほか、一部は中古衣料として主に海外に流通しています。

ビンは、「容器包装リサイクル法」に基づき、指定法人を経由してリサイクルされています。収集後に色や状態で選別し、そのままビンとして再利用可能なものは洗浄して利用されます。破損しているなどそのままでは再利用できないものは、破碎後、ガラス素材として再利用されます。

カンは、収集後、アルミカンとスチールカンに選別され、金属素材として利用されます。アルミは主に再びアルミカンの製造に利用され、スチールは建築材料などの製造に使用されます。

ペットボトルは、ビンと同様に「容器包装リサイクル法」に基づいたリサイクルを行っています。収集した後、圧縮・梱包され、再商品化事業者の工場に運搬され、繊維素材などに利用されます。

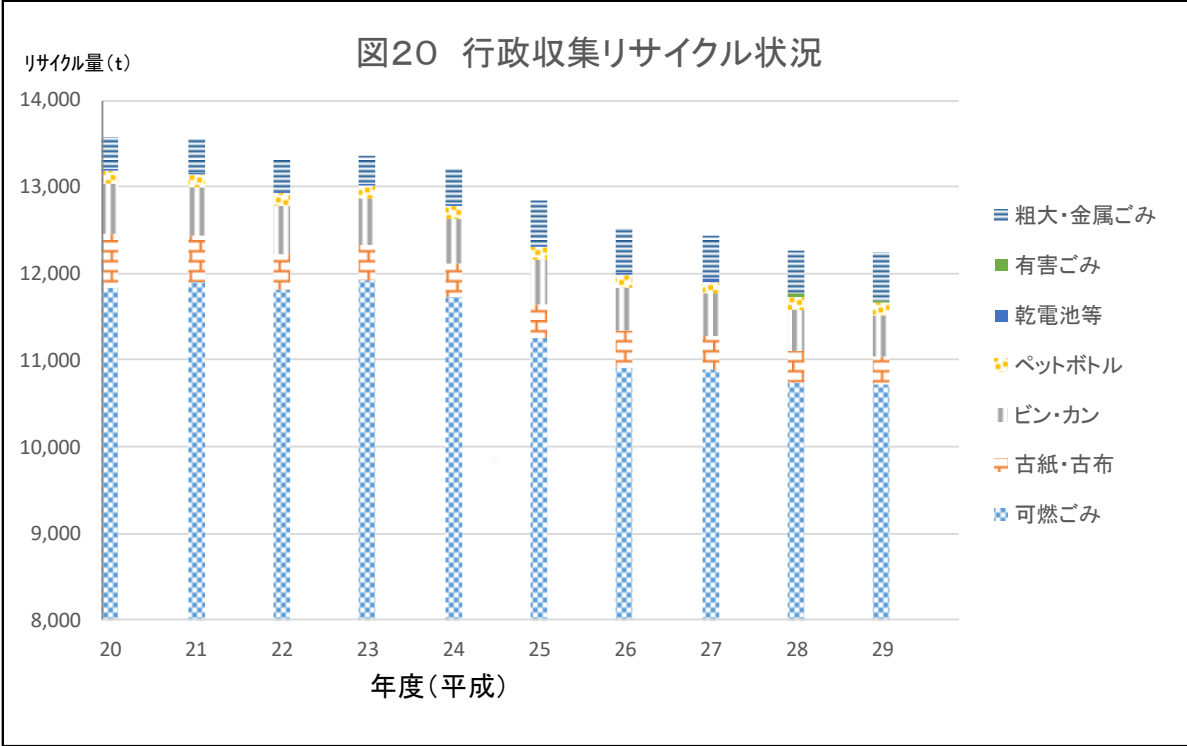
スプレー缶及び使い捨てライターは、収集後、可燃性ガスを無害化処理できる設備を備えた事業者へ運搬され、ガス分離処理後、金属部分は金属原料として再利用、プラスチック部分はサーマルリサイクル燃料として利用されます。

乾電池は、収集後、市外の間処理事業者の施設に運搬され、破碎後、鉄や亜鉛を回収し、電子部品などの材料として利用されます。

蛍光管等も収集後、市外の間処理事業者の施設に運搬され、破碎後、水銀などを除去し、断熱材等の原料として利用されます。

粗大ごみ及び金属ごみは市の施設に搬入・一時保管後、市外の間処理事業者の施設に運搬され、選別・破碎処理後、金属類や小型家電類は金属商に売却し、プラスチック類は市外の高ス化改質施設に運搬され、熔融処理後、建設資材・製鉄原料等として利用されます。また、清掃センターでの直接搬入時に回収した大型木製ごみは、粗大ごみ及び金属ごみとともに市外の間処理事業者の施設に運搬され、破碎・チップ化処理後、県外の木質バイオマス発電施設に運搬され、発電燃料として利用されます。

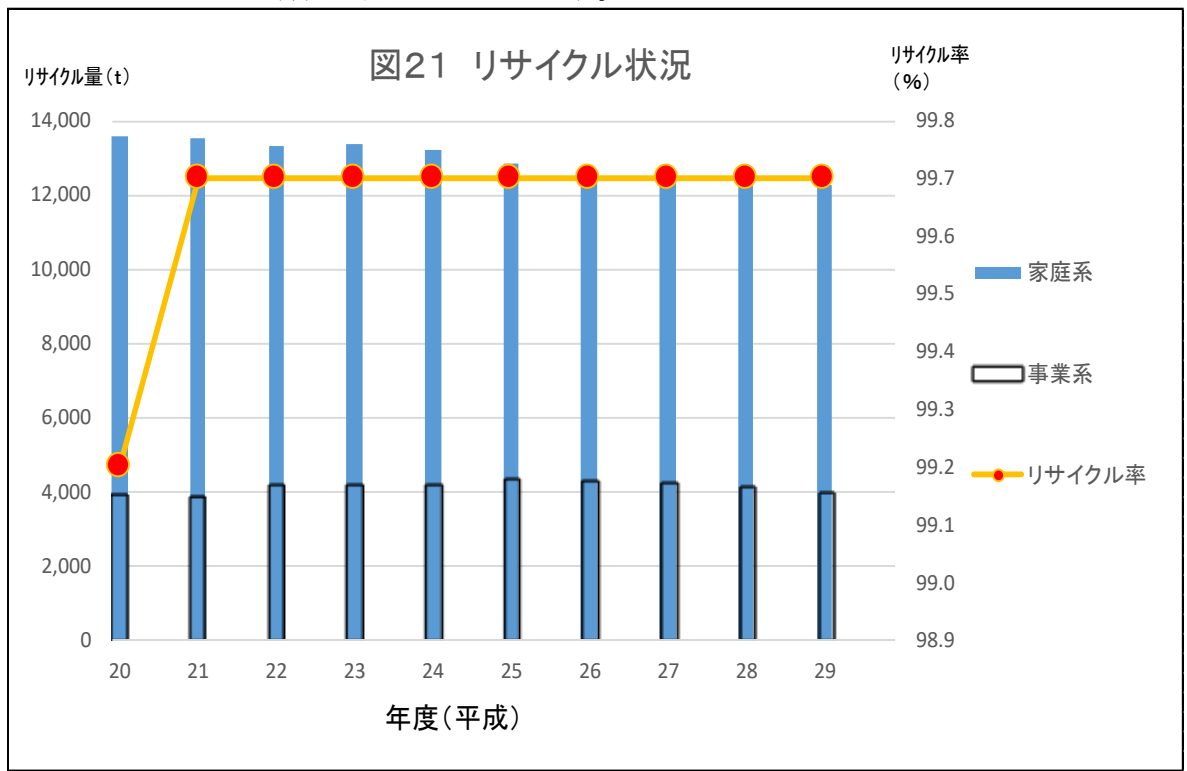
行政収集によるリサイクルの実績は、図20のとおりです。
 行政収集されたごみはほぼ全量がリサイクルされていますが、「可燃ごみ」に混じっていた、資源化処理不適合物（金属類等のいわゆる違反ごみ）及び「ビン」「カン」に混じっていた処理不適合物（金属類等のいわゆる違反ごみ）が毎年約0.3%ずつ、最終処分場に埋立処分されています。



※平成27年度まで、スプレー缶・使い捨てライターの分別区分は「粗大・金属ごみ」としていた。
 ※平成28年度より、スプレー缶・使い捨てライター・乾電池・蛍光灯等の分別区分を「有害ごみ」とした。

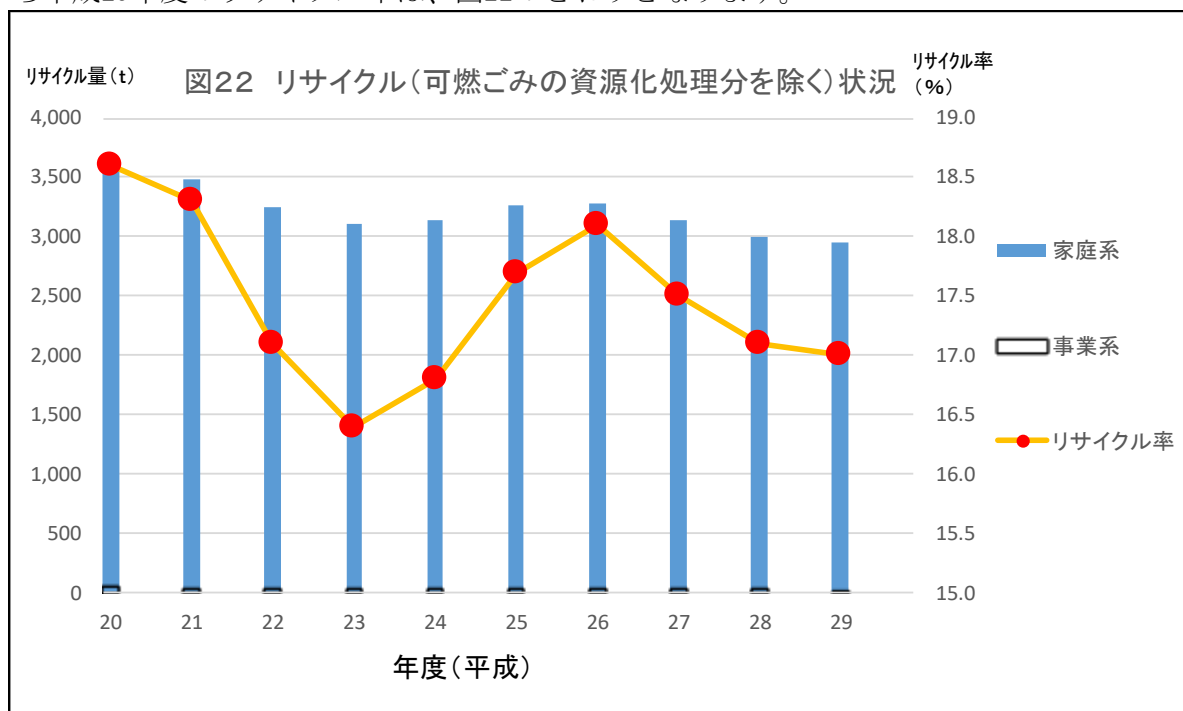
○リサイクル率（再生利用率）の推移

集団資源回収並びに行政回収による家庭系ごみ及び市で把握できる事業系ごみのリサイクル量の合計は図21のとおりです。



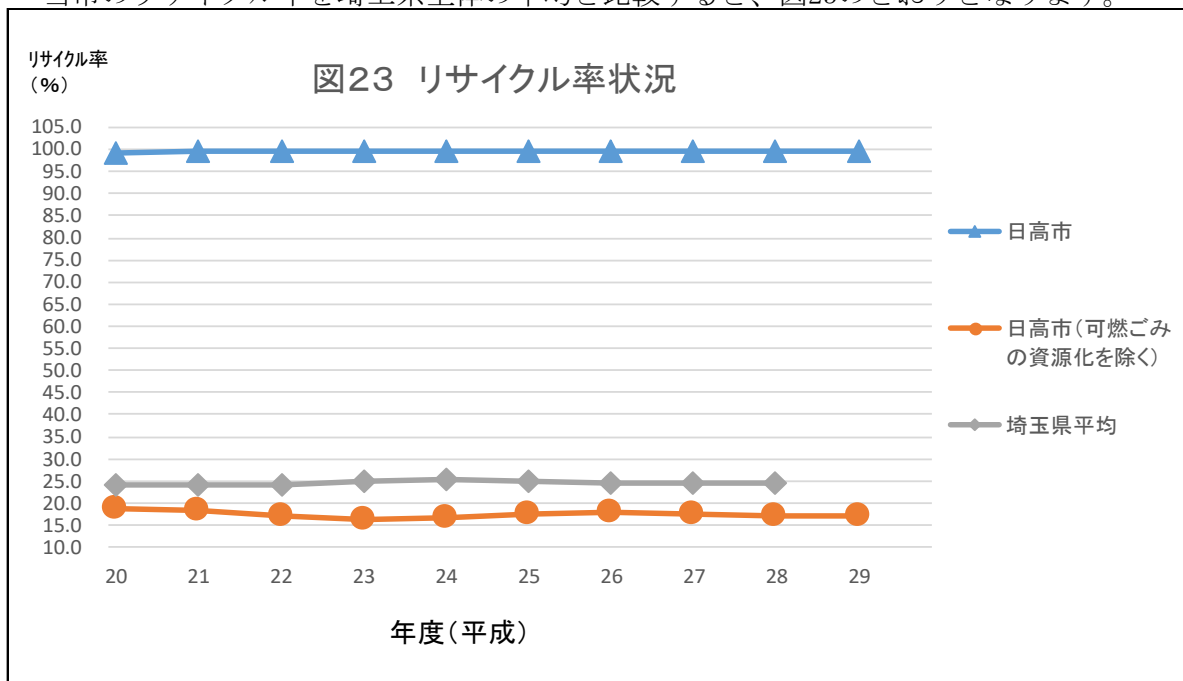
平成20年度から29年度までの期間、リサイクルされなかったごみ（最終処分場に埋立てたごみ）の割合は0.3%/年でしたが、平成20年度のみ、家庭系の「粗大・金属ごみ」を分別・破碎して出たプラスチック系のごみも0.5%程度、市外の最終処分場に埋立てていましたので、これも合わせた結果、リサイクル率は99.2%となっています。平成21年度以降は、このごみも市外の民間処理施設において熱分解ガス化改質方式により資源化処理するようになりましたので、リサイクル率は99.7%で推移しています。

当市は「可燃ごみ」の資源化処理によって高いリサイクル率を獲得しましたが、他の多くの市町村と同様に「可燃ごみ」焼却していると仮定した場合は、平成20年度から平成29年度のリサイクル率は、図22のとおりとなります。



「可燃ごみを非リサイクルと仮定した場合のリサイクル率」は、16%から19%の間で推移しています。平成23年度以降、分別徹底の呼びかけの効果によりリサイクル率は上昇を続けておりましたが、平成26年度以降減少に転じています。

当市のリサイクル率を埼玉県全体の平均と比較すると、図23のとおりとなります。



※一般廃棄物処理事業実態調査より(平成29年度の数値は現時点で集計中のため不明)

「可燃ごみを非リサイクルと仮定した場合のリサイクル率」は埼玉県平均を下回っており、ほぼ横ばいの数値で推移しています。一方、埼玉県平均についても平成20年度以降、24～25%あたりを安定して推移しています。

<課題>

○分別徹底意識の低下

可燃ごみの資源化処理は、全国的に見ても非常に高い水準でごみのリサイクルが実施できている一方、他市町村に比べ分別方法が容易であるため、本来「古紙・古布」など別分類で出せば有価で引き取られるようなものが可燃ごみに混ぜて捨てられしまっている状況が多く見受けられます。分別が容易＝何でも出せると勘違いしているようなものが「可燃ごみ」として出されることもあり、分別の徹底については継続的に啓発をしていく必要があります。

○ごみ減量意識の低下

同様に、出しやすいことに伴いごみを減量しようという意識は低い状況であると考えられます。リサイクル率が高いことは良いことですが、ごみをリサイクルする際にも、施設の稼働やごみの運搬のために電力や燃料を消費することで環境への負荷が生じます。そもそもごみが出なければそれに伴う環境負荷は生じないため、ごみを減量しようとする意識を高めていかねばなりません。

○ごみ処理経費の削減

ごみの発生量は人口の減少も影響し、図2に見られるとおり減少してきています。今後については、図15のとおり推計しています。

当然、ごみの量が減ることに伴ってその処理経費も減っていくこととなりますが、今後は、高齢化に対応したごみ出しの利便性向上を図っていく必要がありますので、単純に処理経費が減っていくこととはなりません。高齢化に対応するために今の段階から経費の削減に取り組む必要があります。

一方、安易な経費抑制は処理の安全性や透明性、リサイクル効率を低下させる懸念があるため、それらを維持していくことにも留意する必要があります。

<基本計画>

(1) 基本的な考え方

前期基本計画（平成21年度～平成30年度）においては、従前の「再生利用を重視する」考え方から「ごみの発生そのものの抑制を優先する」考え方へ転換し、この社会の実現に向けた施策の方向性が示されていました。

当市においては図23に示したように、再生利用(リサイクル率)については、安定して高い水準を示し続けてきており、今期基本計画期間においても、可燃ごみの資源化処理を継続して実施して行く限りリサイクル率については今後も高い水準を維持していくことが確実に見込まれますので、基本的な考え方としては、前期基本計画を踏襲し、「ごみの発生抑制」に重点を置いていくこととします。

ごみの発生抑制を推進することは、言い換えれば「大量生産・大量消費」の社会を改め「ものを大切にする」社会を確立することであり、その実現は、時に個人の利便性や企業の採算性を犠牲にすることにもつながり、一朝一夕に達成できるものではありません。したがって、この社会を実現するには、個人・団体・企業・行政などがそれぞれの役割に基づく行動を起こし、この行動を着実に発展させていくことが重要です。

こうした基本的な考え方を踏まえ、次に掲げる目標値を達成するため、市が採るべき施策の方向性を示していきます。

(2) ごみ削減・抑制目標

ごみの排出量の見込みは「2. ごみ排出量 (5) ごみ排出量の推計」のページ(8ページ～14ページ)において示したとおりですが、削減・抑制目標を次のとおりに掲げ、以下、この計画における資源化・減量化のための施策により、実現をしようとするものです。

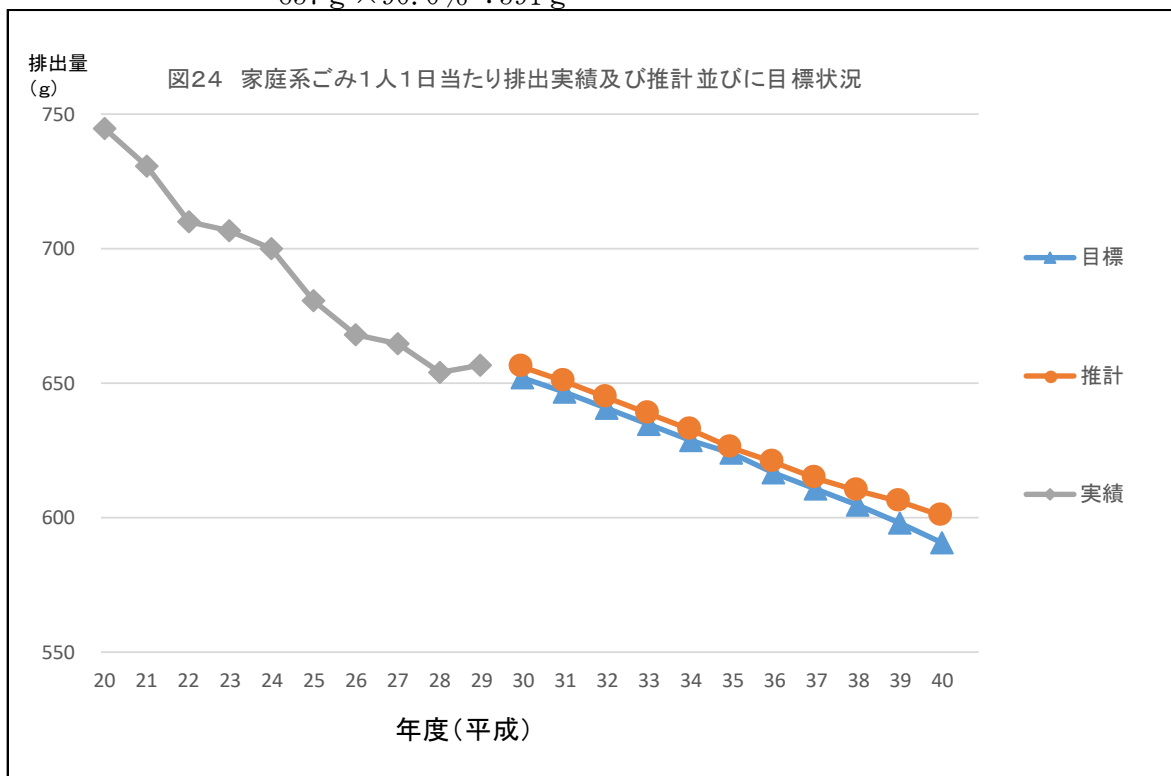
①家庭系ごみの目標

○1人1日当たり排出量の目標

目標年度である平成40(2028)年度には、平成29年度の1人1日当たり排出量の657gから10%減とすることを目標とします。

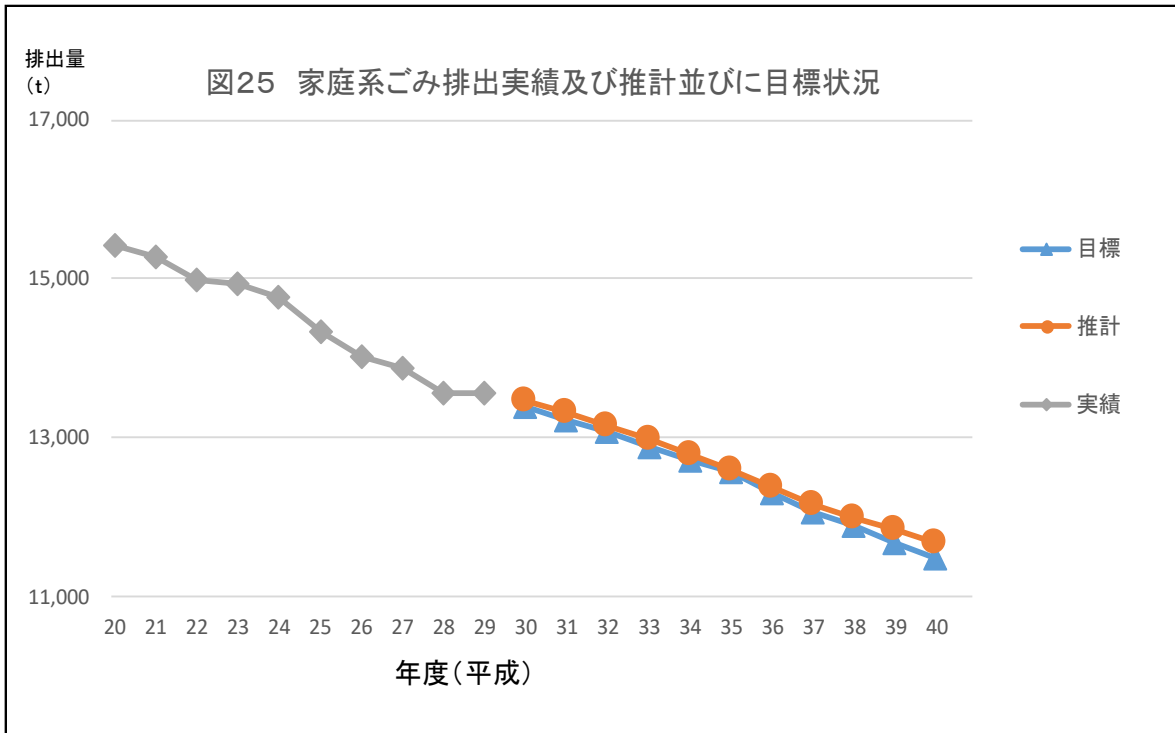
目標 1人1日当たり排出量

- ・平成35(2023)年度(中間年度) 624 g 以下
- $657 \text{ g} \times 95.0\% \doteq 624 \text{ g}$
- ・平成40(2028)年度(目標年度) 591 g 以下
- $657 \text{ g} \times 90.0\% \doteq 591 \text{ g}$

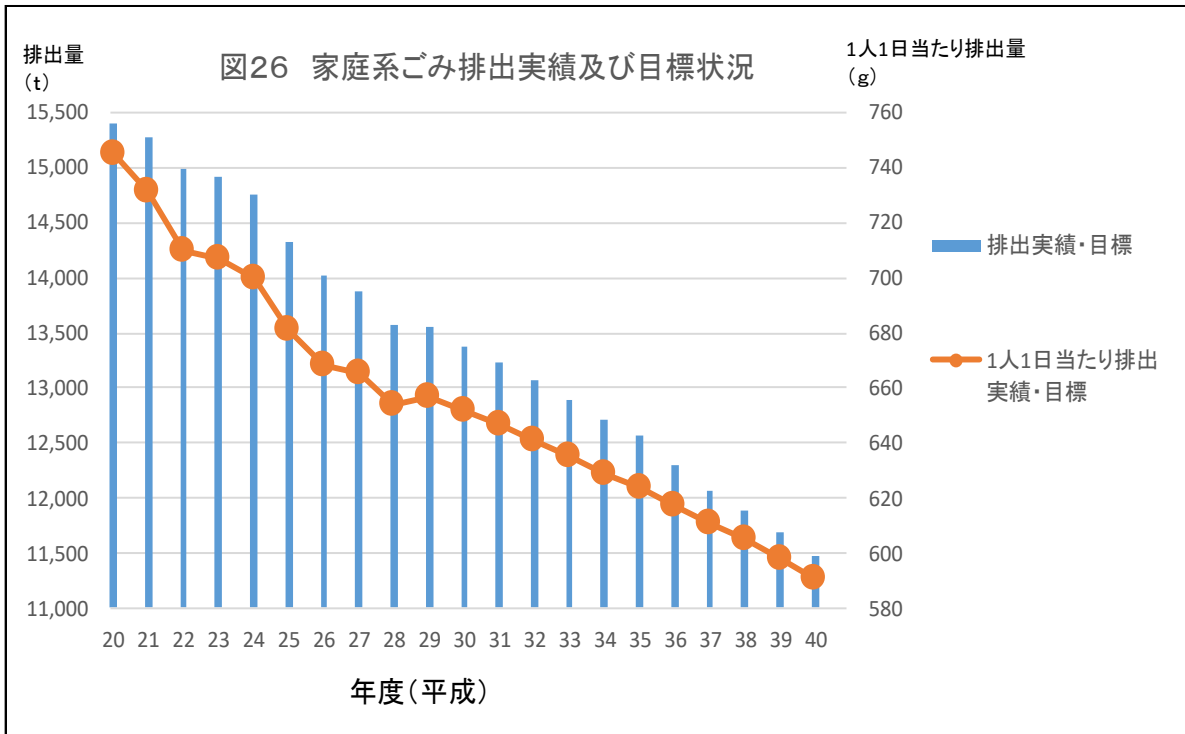


○排出量の目標 I

- ・平成35(2023)年度 目標排出量
624 g × 55,165人 × 365日 ≒ 12,564 t
- ・平成40(2028)年度 目標排出量
591 g × 53,234人 × 365日 ≒ 11,483 t



○排出量の目標 II



②事業系ごみの目標

○1人1日当たり排出量の目標

目標年度である平成40(2028)年度には、平成29年度の1人1日当たり排出量の186gから5%減とすることを目標とします。

目標 1人1日当たり排出量

・平成35(2023)年度(中間年度)

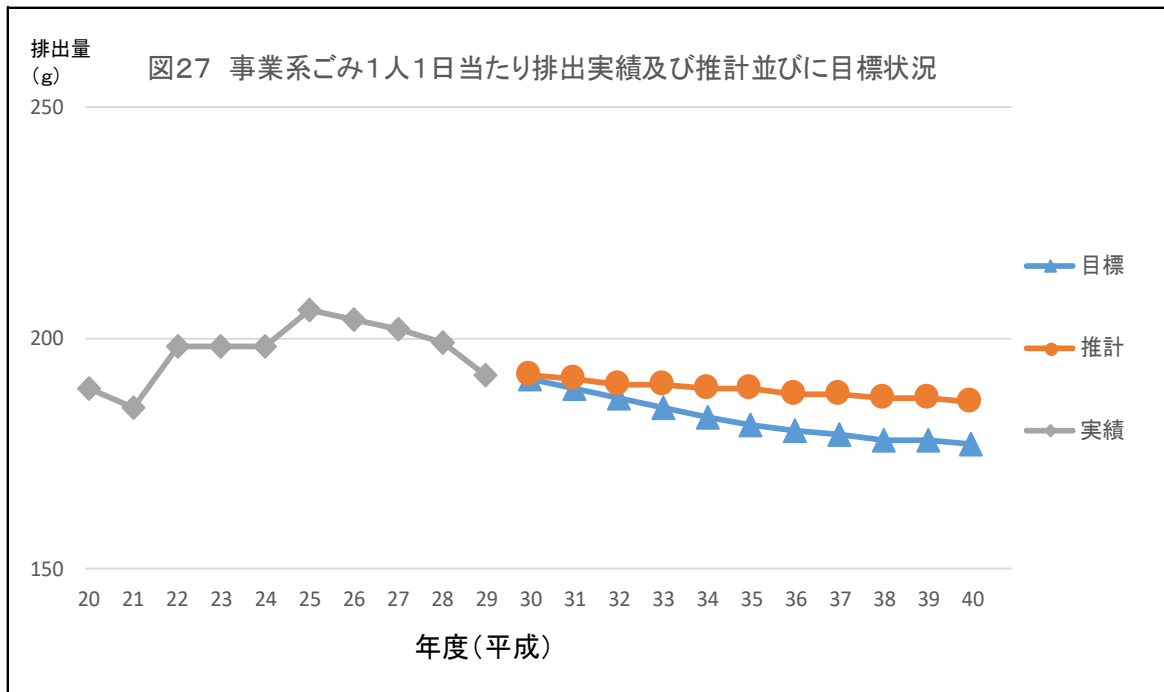
$186\text{g} \times 97.5\% \approx 181\text{g}$

・平成40(2028)年度(目標年度)

$186\text{g} \times 95.0\% \approx 177\text{g}$

181g以下

177g以下



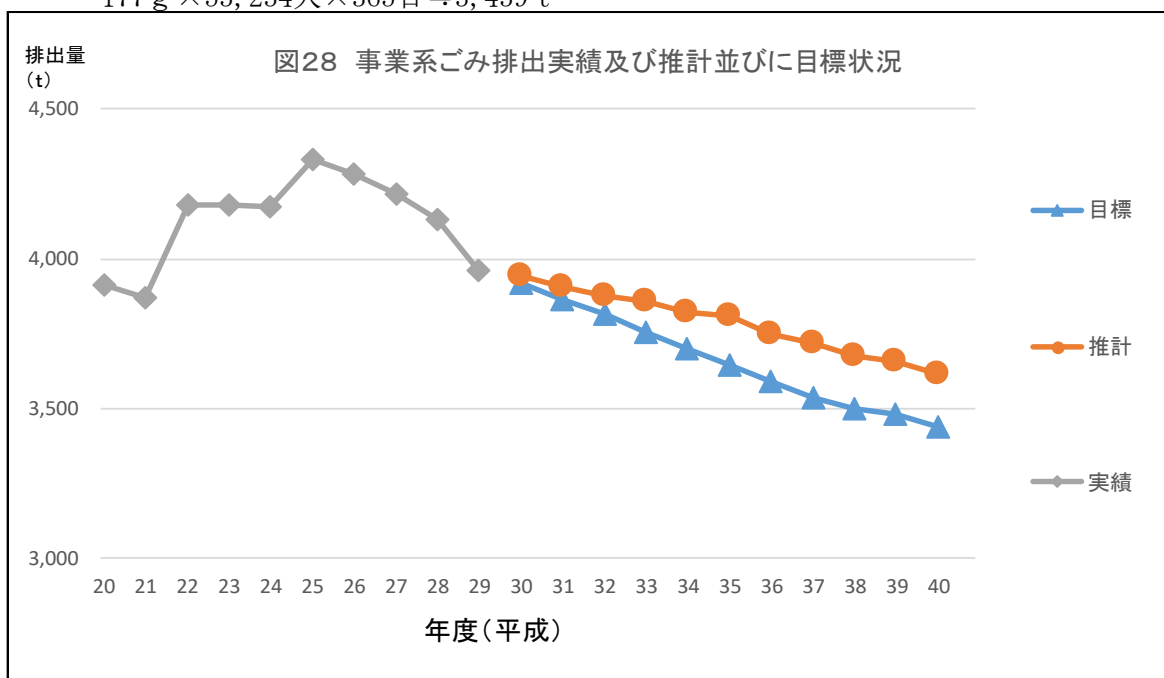
○排出量の目標 I

・平成35(2023)年度目標排出量

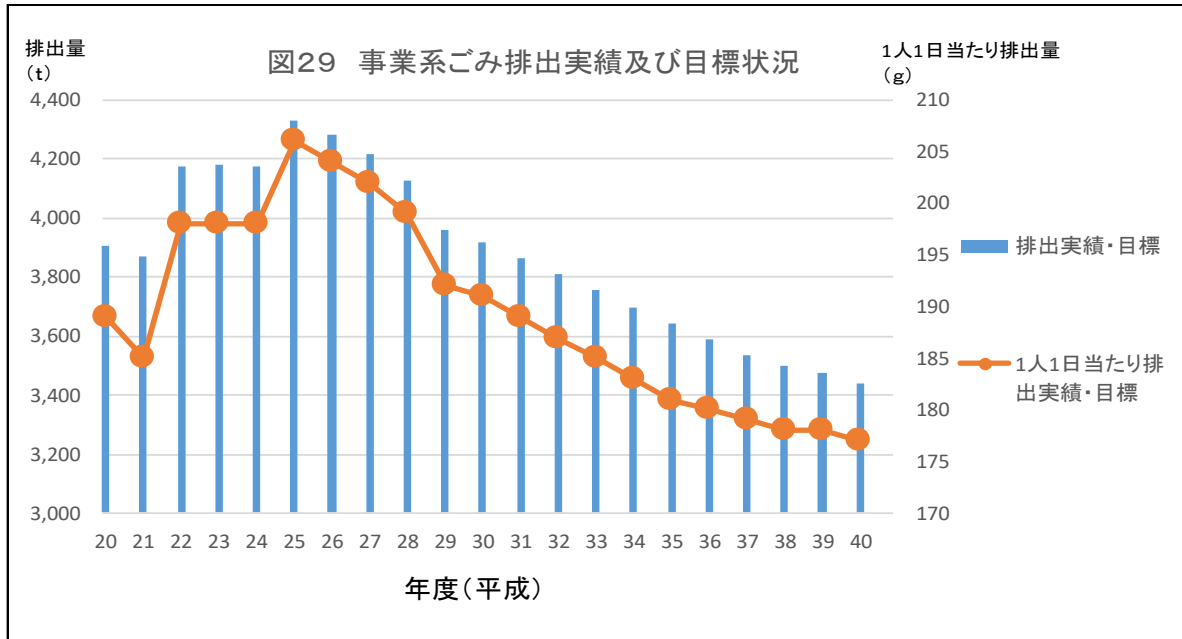
$181\text{g} \times 55,165\text{人} \times 365\text{日} \approx 3,644\text{t}$

・平成40(2028)年度目標排出量

$177\text{g} \times 53,234\text{人} \times 365\text{日} \approx 3,439\text{t}$



○排出量の目標 II



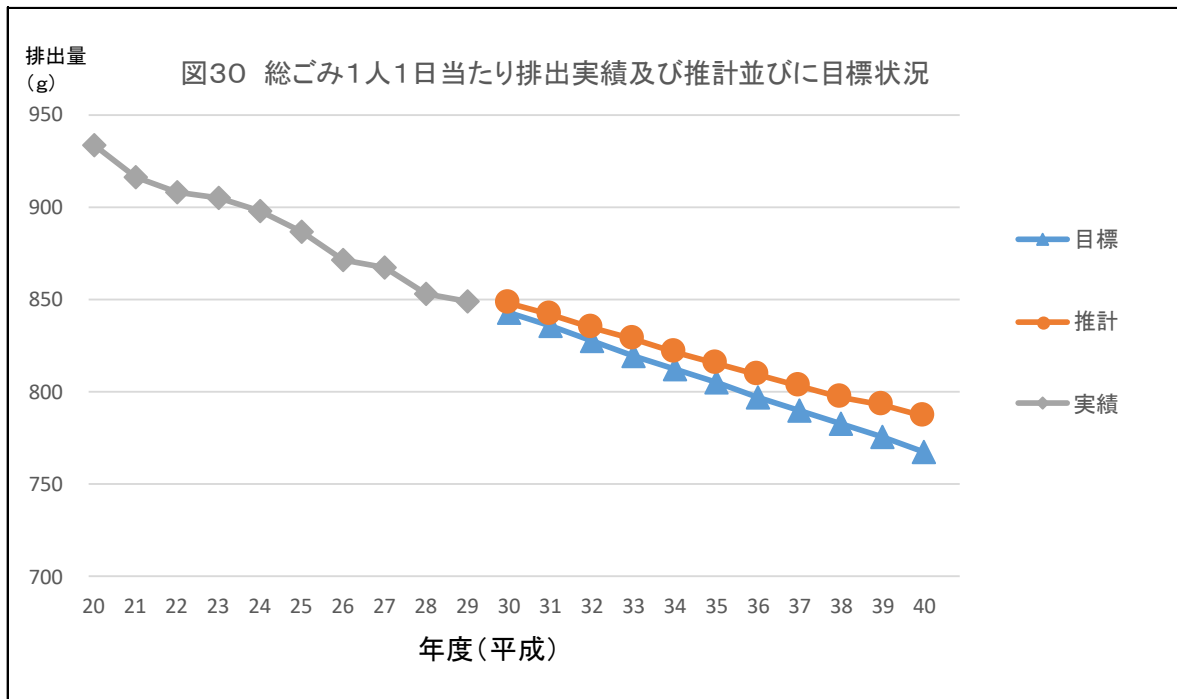
※平成20年度～29年度は実績値、平成30年度～40(2028)年度は目標値

③ごみ総排出量の目標

○1人1日当たり排出量の目標

図24及び図27をもとに、平成35(2023)年度の排出量を805 g、平成40(2028)年度の排出量を768 gと推計しました。

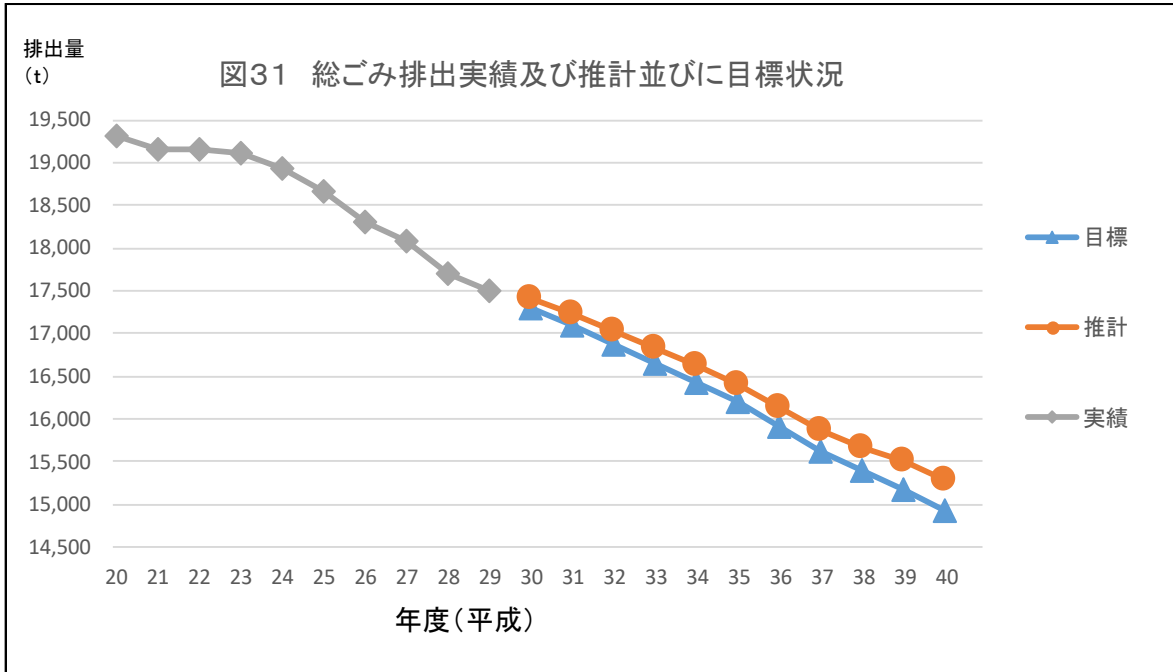
- ・平成35(2023)年度目標排出量 624 g + 181 g = 805 g
- ・平成40(2028)年度目標排出量 591 g + 177 g = 768 g



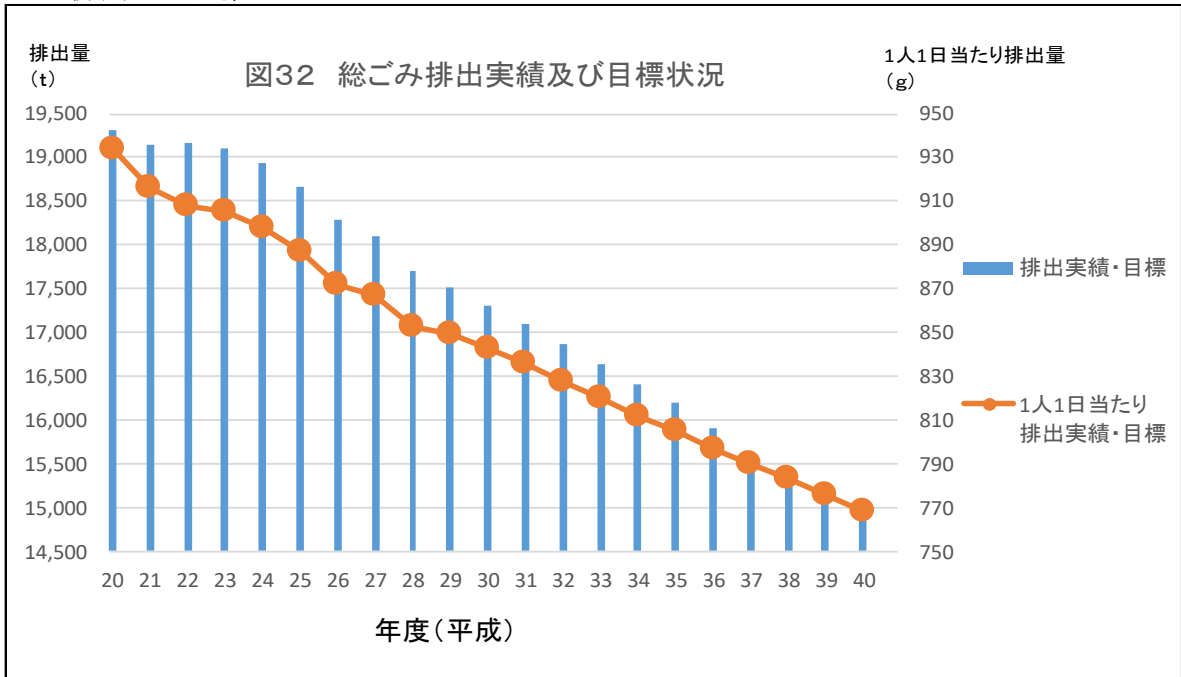
この目標数値を8ページの平成28年度埼玉県内市町村平均数値と比較すると、63市町村の中で19番目に少ない数値となり、町村を除く40市の中では12番目に少ない数値となります。

○排出量の目標 I

- ・平成35(2023)年度目標排出量
805 g × 55,165人 × 365日 ≒ 16,209 t
- ・平成40(2028)年度目標排出量
768 g × 53,234人 × 365日 ≒ 14,923 t

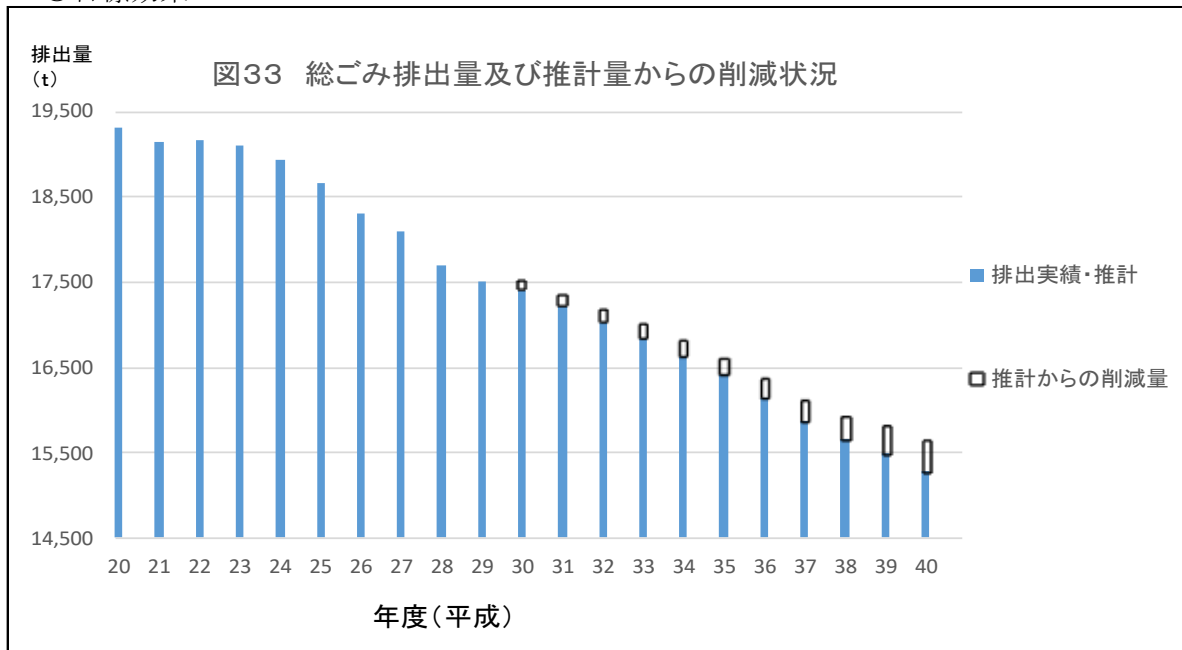


○排出量の目標 II



※平成20年度～29年度は実績値、平成30年度～40(2028)年度は目標値

○目標効果



※平成20年度～29年度は実績値、平成30年度～40(2028)年度は目標量及び推計量からの削減量

本目標を達成することにより、排出推計量に対して平成30年度から40(2028)年度の間で、2,426 t、ごみ処理費で約1億2千万円(平成30年度契約額を基礎とする)が削減されることとなります。

ごみ減量効果

平成30年度～40(2028)年度推計総量－平成30年度～40(2028)年度目標総量
 約179,961 t－約177,535 t＝約2,426 t

ごみ処理費削減効果

平成30年度～40(2028)年度推計総量－平成30年度～40(2028)年度目標総量
 約88億4千万円－約87億2千万円＝約1億2千万円

資源化・減量化計画のイメージ

それぞれの立場での役割が果たされることで、資源化・減量化の目標達成を目指します。

個人・グループの役割

排出抑制

使い捨てを避ける
残さず使い切る
壊れたら修理して使う
再使用や再利用を心がける

再生利用

正しく分別する
資源回収に協力する
生ごみは堆肥化する
再生品を利用する

企業の役割

排出抑制

長時間使用できる製品・再利用が可能な製品を提供する
修理体制を充実する
余分な包装は避ける
排出者として発生抑制に努める

再生利用

原材料に再生品を使用する
取り扱う製品は回収し再生する
リサイクルしやすい製品を提供する
排出者として再生利用に努める

行政の役割

排出抑制

ごみ発生量の監視・増加要因の分析
ごみに関する情報提供を行う
発生抑制に関する啓発を行う
目標達成度合いの評価を行う
発生抑制策を研究する
排出者として発生抑制に努める

再生利用

分別区分や再生利用ルートを研究する
個人や企業の再生利用を支援する
排出者として再生利用に努める

(3) ごみの発生抑制のための施策

- ごみの発生量の監視及び増加原因の分析
 - ・ごみ量の増加に迅速な対応がとれるよう、発生量の監視をします。
 - ・効果的な啓発ができるよう、増加原因などを分析します。
- ごみ発生量に関する情報提供
 - ・市民1人ひとりが排出者であるという自覚を促すため、広報紙や市ホームページなどを通じて、定期的にごみの発生量に関する情報を提供していきます。
- 県や企業等との連携
 - ・レジ袋の削減に代表されるような簡易包装の促進など、県や各企業等が実施しているごみの発生抑制に対する取り組みと連携を図っていきます。
- 個人・グループ・企業及び国等に対する発生抑制の働きかけ
 - ・「使い捨て抑制」や「修理」、「再使用」、「再利用」の実行を市民に働きかけていきます。
- 抑制目標達成度合いの評価
 - ・効率的な施策の展開を行うため、現在の施策がどの程度目標を達成しているか評価し、有効に機能していない施策については、その原因を追究し、新たな施策に反映させます。

○効果的な発生抑制策の実施

- ・受益者負担の手法の導入は、自らが排出するごみの量を自覚することにより減量への意識が働くため、発生抑制策として大きな効果が期待できます。税金によるごみ処理費用の全額負担は、各種の施策を実施しても減量効果に限界があります。また、ごみの減量努力をする人とならない人の負担が不公平となります。この解決策としては、受益者負担の手法が有効と思われませんが、導入については費用対効果等様々な検証が必要となります。こうした状況を踏まえて、本計画の諸施策を実施し、効果を検証し、その結果受益者負担の手法が妥当であるとの判断に至った場合は、導入を図っていくものとします。

○環境学習の充実

- ・学校、職場、地域、家庭等、様々な場において、環境学習の機会を提供していきます。
- ・子どもたちが環境を大切にする意識を持ち、環境にやさしい暮らし方を実践していく活動を支援していきます。
- ・子どもたちがごみに関して楽しく学習できるような機会を創出していきます。
- ・各種講座やイベント等を開催する他、総合的に体験学習ができる機会を創出していきます。

(4) ごみ再生利用促進のための施策

○効果的な再生利用ルートの検討とその構築

- ・可燃ごみの資源化処理を導入していることに伴い、ごみ全体のリサイクル率は高い水準を維持していますが、全てのごみでより効果的な（環境負荷低減・経費節減など）再生利用方法を取りうるか研究していきます。
- ・拡大生産者責任の観点から、特に処理困難物（タイヤ、バッテリー、塗料入りカン、コンクリート塊など）の再生ルートの構築に向けて、他の自治体と連携して、製造事業者や流通事業者及び国に働きかけていきます。
- ・再生品の利用を推進していきます。

○再生利用方法に最適な分別区分の策定

- ・分別区分は再生利用方法に基づいたものであると同時に、排出者である市民にとって分かりやすいことが重要です。
- ・分別区分を細分化することはごみの減量化につながるという声がある一方、分別不徹底のごみの大量発生や不法投棄を誘発する恐れもあり、区分の見直しは市民の分別意欲維持と利便性の両立を念頭に取り組んでいく必要があります。

○個人や企業の自主的な再生利用の取り組みへの支援

- ・現在、個人のみを対象としている生ごみ処理容器等設置補助金の交付について、企業や団体に設置を促していくため、補助金の交付対象にする方法を検討していきます。また、高額な生ごみ処理容器の設置に対する適正な補助金額の検討やコンポスト容器及びEM容器以外の方法を用いた生ごみ処理容器等については、その普及状況を観察し、補助金の交付対象としていくかどうかを検討していきます。
- ・集団資源回収への参加意欲を高めるため、市場動向を勘案し、報償金単価を適宜見直していきます。
- ・市内事業所から生じる古紙類の資源回収を働きかけていきます。

収 集 運 搬 計 画

収集運搬計画の構成

<現 状>

<課 題>

- 安定した収集業務の継続
- 高齢化社会への対応
- 集積所のごみ散乱防止
- ごみ持ち去りへの対策
- 違反ごみ対策の再検討

<基 本 計 画>

- (1) 基本的な考え方
- (2) 具体的な施策
 - 安定した収集業務の継続
 - ステーション回収方式の継続
 - 高齢化社会への対応
 - 集積所のごみ散乱防止
 - ごみ持ち去り行為の禁止
 - 違反ごみ対策の再検討
 - 処理(収集運搬)業の許可

4 収集運搬計画

<現 状>

当市のごみ収集は、家庭系ごみのみを対象とし、ステーション方式により実施しています。

ごみ集積所（以下「集積所」という。）は、平成30年4月1日現在886ヶ所設置され、利用する住民により管理されています。全ての分別ごみを集積対象とする集積所が大半を占めますが、集積所の容積不足や悪臭の懸念のため、対象とする分別ごみの種類を限定する集積所も多いのが実情です。集積所の新設や位置の変更などは、利用する住民の代表として行政区の区長が要望書を提出し、収集の支障の有無などを市が判断し、区長に新設や変更の諾否を通知しています。宅地開発の際には、20戸から30戸につき1ヶ所の集積所を設置するよう開発事業者に求めており、構造などの指針は別に定めています。

収集運搬業務は事業者へ委託していますが、粗大ごみ（大型木製ごみを含む）・金属ごみ・有害ごみについては、事前連絡のうえ、排出者自らが市の指定する施設（市清掃センター）へ搬入することも可能です。集積所からの収集運搬体制は、表3のとおりです。

	収集者	収集車両	集積所からの運搬先
可燃ごみ	受託事業者	パッカー車	中間処理施設（セメント工場）
古紙・古布		パッカー車、平ボディ車	古紙・古布卸商（売買契約先）
ビン・カン		平ボディ車	仮置場で一時保管後、選別工場
ペットボトル		パッカー車	一時保管後、再商品化事業者
有害ごみ		アームロール車	市施設で一時保管後、再生工場
粗大・金属ごみ		アームロール車	市施設で一時保管後、再生工場

家庭系ごみの処理困難物や一時多量ごみ、事業系ごみの収集は市では行っていません。そのため、排出者は自ら処理施設へ運搬するか、市がごみの収集運搬を許可している、一般廃棄物収集運搬事業者に廃棄物の運搬を依頼しています。平成30年4月1日現在、営業許可を取得している収集運搬事業者は17社あり、そのうち5社には収集対象とする事業者を指定して営業を許可しています。

<課 題>

○安定した収集運搬業務の継続

市内の集積所の数は、市民の利便性向上の要請や宅地開発の増加のため、近年、増加傾向を示しています。そのため、収集に係る労力が増大していますが、衛生的な市民生活を維持するためには、ごみの収集業務は滞ってはなりません。よって、安定的かつ迅速な収集運搬業務を今後も遂行していくことが最重要課題といえます。

また、費用対効果を考慮しつつ、再生利用を進めるために適した収集体制を模索していく必要があります。

○高齢化社会への対応

住宅の散在する農村集落地域では、住宅の集中する市街地に比べ、自宅から集積所までの距離が遠く、ごみ出しに自動車を使わざるを得ない地域も散在しています。そのため今後、高齢化・核家族化がさらに進むと、運搬手段のない高齢者のみの世帯などで、ごみ出しが困難になることが予想されます。

○集積所のごみ散乱防止

立地上の問題からダストボックスやごみストッカーなどを設置できない集積所では、カラスなどの鳥獣や強風によりごみが散乱する懸念があります。収集を迅速に行うことでの対応には限界があり、設備面での対策が求められています。

○ごみ持ち去りへの対策

近年、集積所に出されたごみを市が回収する前に持ち去る行為が頻発しています。持ち去りの対象となるのは、再利用可能と思われるごみや金属製品、古紙・古布類が多いことから、持ち去ったごみの売却が目的である場合が多いと推測されます。集積所に出されたごみは「無主物」であり持ち去りに問題はないとする見方もありますが、市民は市による回収を前提として集積所にごみを出す以上、他者によるごみ持ち去りは市の収集体制への不信を生じる恐れがあります。集積所から持ち出された各種ごみが他所に放置された事例もあり、現行のパトロールに加え、所轄警察署との連携を密に図り、対策を講じていく必要があります。

○違反ごみ対策の再検討

収集対象外のごみや未分別のごみなど、集積所にはしばしば「違反ごみ」が放置されることとなります。排出者にごみ出しルールの遵守を促し、ごみの出しなおしをしてもらうため、当日は収集していませんが、集積所の清潔を保持する上で問題がないとはいえません。また、排出者が必ず出しなおすという確証はなく、実際には集積所の清掃当番が出し直している事例もあるため、排出者への警告に代り管理当番の負担になっているという指摘もあります。

<基本計画>

(1) 基本的な考え方

市民の快適な生活環境を維持し、その向上に資するため、安定的かつ効率的に収集運搬業務を遂行します。また、再資源化の効率と経費の抑制を両立した収集運搬体制の構築を目指します。

事業系ごみについては、排出事業者自身による直接運搬もしくは一般廃棄物収集運搬許可事業者へ依頼する現体制を維持していきます。

(2) 具体的な施策

○安定した収集業務の継続

- ・不測の事態においても、安定的に収集ができるよう、複数事業者によって構成された協同組合への委託を今後も継続していきます。
- ・分別区分や収集回数を見直すことにより、再生利用の促進を図っていきます。

○ステーション回収方式の継続

地域コミュニティを醸成する目的からも、現行のステーション方式を継続していきます。ただし、高齢化等の要因に対する利便性を考慮し、分別品目ごとに回収方法等を再検討していきます。

○集積所のごみ散乱防止

宅地開発に伴い集積所を設置する際には、事業者には防護網・ごみストッカー等の散乱防止策を要請するよう宅地開発指導要綱の技術指針の改正を検討します。また、既存の集積所にあっても、区・自治会に対し同様の措置を要請していきます。

○ごみ持ち去り行為の禁止

近年、資源物を対象に持ち去り行為を禁止する条例を定める市町村が増加しており本市においても持ち去り行為の禁止を条例等により明文化することを検討していきます。

○違反ごみ対策

分別徹底のためには、今後も違反ごみの収集は行わず、排出者に改善を警告していきますが、一定期間を経過してもなお、集積所に放置されたままのものについては集積所の清潔性を確保するため、迅速に回収を実施します。

○処理（収集運搬）業の許可

現在、市内から排出される一般廃棄物の総量に対し許可事業者数が充足されている状態であるため、原則として現行の許可事業者数を維持し、新規の許可は予定しません。

○緊急時の対応

- ・車両トラブル等による収集運搬の遅滞が発生しないよう平時から運搬車両の点検整備の徹底について委託事業者に依頼していきます。
- ・特に可燃ごみの収集に関しては、部分的に収集運搬トラブルが発生した場合でも迅速にバックアップができるよう、複数の事業者で構成する組合への収集運搬委託を継続していきます。
- ・災害時の収集運搬については、日高市地域防災計画及び日高市災害廃棄物処理計画に基づいて迅速に対応していきます。

○分別区分・排出方法の見直し

効率的な分別区分・排出方法の研究に取り組んでいきます。
また、現在排出時に制限を課しているごみについては、受益者負担の手法を導入するなどして、手間をかけずにごみの排出ができるような見直しを図っていきます。

○処理方法の見直し

最終処分を削減する処理方法を研究し、転換を図っていきます。

○処理業（処分業）の許可

一般廃棄物の処分は、市または委託による処分を基本とします。したがって、処理困難物のみを処理対象とするような場合を除き、原則として、処理業（処分業）の許可は行いません。

中間処理計画

中間処理計画の構成

<現 状>

<課 題>

- 緊急時の対応
- 分別区分・排出方法の見直し

<基 本 計 画>

- (1) 基本的な考え方
- (2) 具体的な施策
 - 現行の委託処理の継続
 - 緊急時の対応
 - 分別区分・排出方法の見直し
 - 処理方法の見直し
 - 処理業（処分業）の許可

5 中間処理計画

<現 状>

家庭系ごみの中間処理は、全て業務委託により行われています。

可燃ごみは、市内のセメント製造工場で処理されますが、他は全て市外の施設で中間処理されています。

事業系ごみの中間処理は可燃ごみ（廃プラスチックなど産業廃棄物にあたるもの及びガラス・陶磁器類を除く。）のみを対象とし、事業者が直接または収集運搬事業者に委託して処理施設（市内セメント製造工場）に搬入しています。市の徴収する事業系ごみの処理手数料は、「10kgあたり240円（消費税及び地方消費税額を含む）」です。税込み金額となっていることに伴い、今後、消費税率の改定がある場合には、その都度、手数料の改定についても検討していきます。

平成30年4月1日現在、市が一般廃棄物中間処理業を営む許可を与えている事業者はありません。

<課 題>

○緊急時の対応

中間処理を全て業務委託により実施しているため、処理施設の長期停止や受託者の事業撤退といった事態を予め想定し、対応策を確立しておく必要があります。特に可燃ごみについては、多くの自治体で「不燃ごみ」としているガラスや陶磁器類を併せて処理していることから、同様の能力を持つ施設の所在及び受け入れの可否を把握しておくことが必要になります。一方、可燃ごみを通常の焼却炉で処理する場合には、同時収集しているガラスや陶磁器類を分別収集しなければならないため、収集運搬と併せた対応策が必要です。そのため、住民への周知期間を長めに設定しなければならず、緊急時の即応性に欠けることとなります。

○分別区分・排出方法の見直し

現在の分別区分・排出方法では、大型木製品や布団などは、指定場所への持ち込みの場合を除き、分別区分を「可燃ごみ」としています。そのため、可燃ごみの大きさの基準である50cm四方以下に切断または破砕する必要があり、高齢者のみの世帯などには特に重い負担となっています。さらに、集合住宅の入居者などは、切断するための道具や空間を確保することが困難と思われれます。また、指定場所への持ち込みに際しても、運搬用の車両や人員の確保に困難することも考えられます。

これらの要因を踏まえ、分別区分の見直しを図るには、破砕や切断をするための機械やそれらを設置したり処理したものを一時保管する場所、また従事する人員の増強も必要となりますが、検討していくべき課題であります。

<基 本 計 画>

(1) 基本的な考え方

廃棄物の適正処理と再資源化が両立した現行の中間処理体制を維持し、新たな中間処理施設は建設しません。

また、この計画における中間処理は、市内から発生したものに係る処理であり、市外から搬入される一般廃棄物の処理は基本的には想定していません。

(2) 具体的な施策

○現行の委託処理の継続

- ・現行の委託による処理方式を継続し、新たな中間処理施設の整備は計画しません。このため、高麗本郷地内の西清掃センター用地の取り扱いの方向性を検討していきます。
- ・市清掃センターの今後の利用について検討していきます。

○緊急時の対応

- ・委託による処理を基本とすることから、受託者における不測の事態により処理に支障をきたすことのないよう、その代替措置として彩の国資源循環工場における民間事業者の活用を図っていきます。
- ・また、可燃ごみの細分化など必要に応じて分別区分の見直しも検討していきます。
- ・災害時の中間処理については、日高市地域防災計画及び日高市災害廃棄物処理計画に基づいて迅速に対応してきます。

最 終 処 分 計 画

最終処分計画の構成

<現 状>

<課 題>

- 最終処分場の延命化
- 周辺環境の保全

<基 本 計 画>

- (1) 基本的な考え方
- (2) 具体的な施策
 - 最終処分場の延命化
 - 周辺環境の保全
 - 市外における最終処分

6 最終処分計画

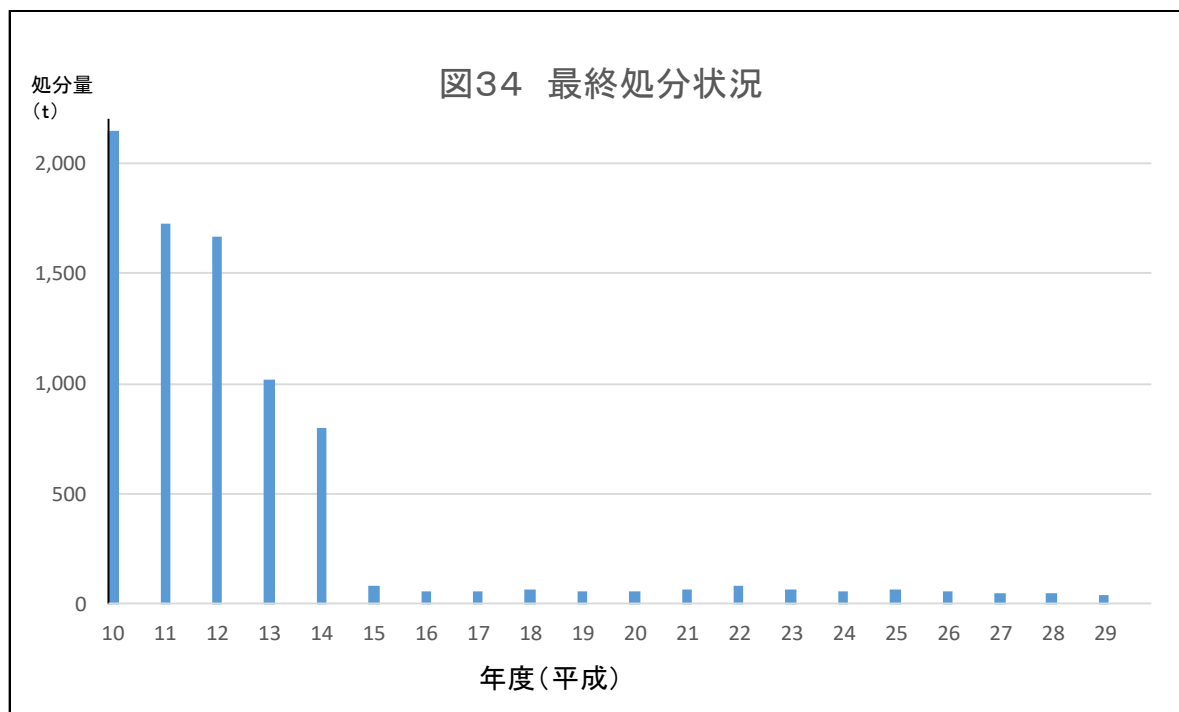
<現 状>

現在稼働している市の最終処分場は、大字田波目地内の1箇所です。平成4年から埋立を開始し、当初は焼却灰と不燃物を埋め立てていました。焼却処理の廃止に伴い、現在は可燃ごみの資源化处理から発生する残渣（処理不適合物）及びビン・カンごみの中間処理から発生する残渣（処理不適合物）を埋立処分しています。当初の埋立計画期間は平成14年3月までの10年間でありましたが、計画よりも埋立の進行が遅く、資源化处理への移行に伴い埋立量が激減したため、平成14年と平成24年にそれぞれ10年間ずつ計画期間を延長しました。

埋立容量は44,300m³であり、埋立対象物の比重から計算した平成29年度末現在の埋立率は、55.5%です。なお近年の埋立率は平均0.2~0.3%の割合で推移しています。

処分場は埋立地と浸出水処理施設で構成され、埋立地の底部には遮水シートを敷設し、埋立地内に溜まった雨水（浸出水）は集水管を経て浸出水処理施設に送られ、有害物などを除去したのち外部に放流されています。浸出水処理施設の運転管理は民間事業者に委託しています。放流水の安全を確認するため浸出水及び放流水の水質検査を毎月行っているほか、周辺への影響を調査するため埋立地周縁4ヶ所に設けた観測井及び処分場周辺に点在する民家等の井戸の水質調査を行っています。

当市において発生したごみを中間処理した結果、最終的に残った残渣の処分状況は図34のとおりです。



<課 題>

○最終処分場の延命化

田波目地内の市最終処分場は平成4年4月から埋立を開始し、残余容量などから平成14年及び平成24年にそれぞれ10年間ずつ埋立期間を延長したので、現在の埋立計画期間は平成34(2022)年3月までとなっています。新たに最終処分場を建設するには用地の選定や周辺住民の合意形成、実際の建設工事など長い期間と多額の経費がかかるため、稼働中の最終処分場にあってはできる限りの延命と容量の有効利用が求められることとなります。

埋め立てている不燃物は、可燃ごみ処理における不適合物とビン・カン処理における不適合物であり、分別を徹底することで更なる埋立量削減の推進を図ることとします。

また、全国的に最終処分場の逼迫が課題となっていることから、埋立処分に替わるリサイクル処理等の方法について、研究する必要があります。一方で、民間最終処分場での埋立処分は、長期的な排出者責任が伴うことから、実施の際には事業者の事業遂行能力を厳密に確認するなど慎重な姿勢が必要となります。

○周辺環境の保全

最終処分場に埋め立てる焼却灰や不燃物の中には、環境に悪影響を及ぼす物質が混入している場合があります。それらの流出による環境汚染の拡大を防ぐため、稼働中の最終処分場のほか、既に埋立を終了した楡木地内の最終処分場及び南平沢地内の処分場についても、常に周辺環境の保全について監視する必要があります。

<基本計画>

(1) 基本的な考え方

最終処分場の延命化のために、埋立量の削減に努めます。また、埋立処理以外の方法について研究をしていきます。

(2) 具体的な施策

○最終処分場の延命化

- ・可燃ごみの資源化处理から発生する残渣及びビン・カンごみの中間処理から発生する残渣(処理不適合物)を削減するため、特に金属類の混入を防ぐ啓発を強化します。
- ・埋立処分以外のリサイクル処理等の方法について、情報を収集し、研究を進めていきます。

○周辺環境の保全

- ・市最終処分場の浸出水処理施設に関しては、中長期的な修繕計画を定め、計画的な管理に努めます。
- ・観測井及び周辺井戸の水質調査を実施し、周辺環境への影響を監視します。
- ・浸出水及び放流水の水質調査を実施し、異常時には放流停止などの対応が迅速にできるよう、体制の整備を図ります。
- ・水質調査等のデータは、積極的に公開します。

○市外における最終処分

市最終処分場の残余容量に余裕があり、埋立率の上昇も非常に緩やかであるので、延命化を実施しつつ大切に利用していくこととし、市外及び民間委託による最終処分は計画しません。

不法投棄対策計画

不法投棄対策計画の構成

<現 状>

<課 題>

- 防止体制の充実
- 有効な防止策

<基 本 計 画>

- (1) 基本的な考え方
- (2) 具体的な施策
 - 投棄物撤去及び処分の民間事業者委託継続
 - 土地所有者への投棄物撤去及び防止策の要請
 - 道路等における防止策の実施
 - 頻発箇所の監視強化
 - 関係機関との情報提供協定の締結

7 不法投棄対策計画

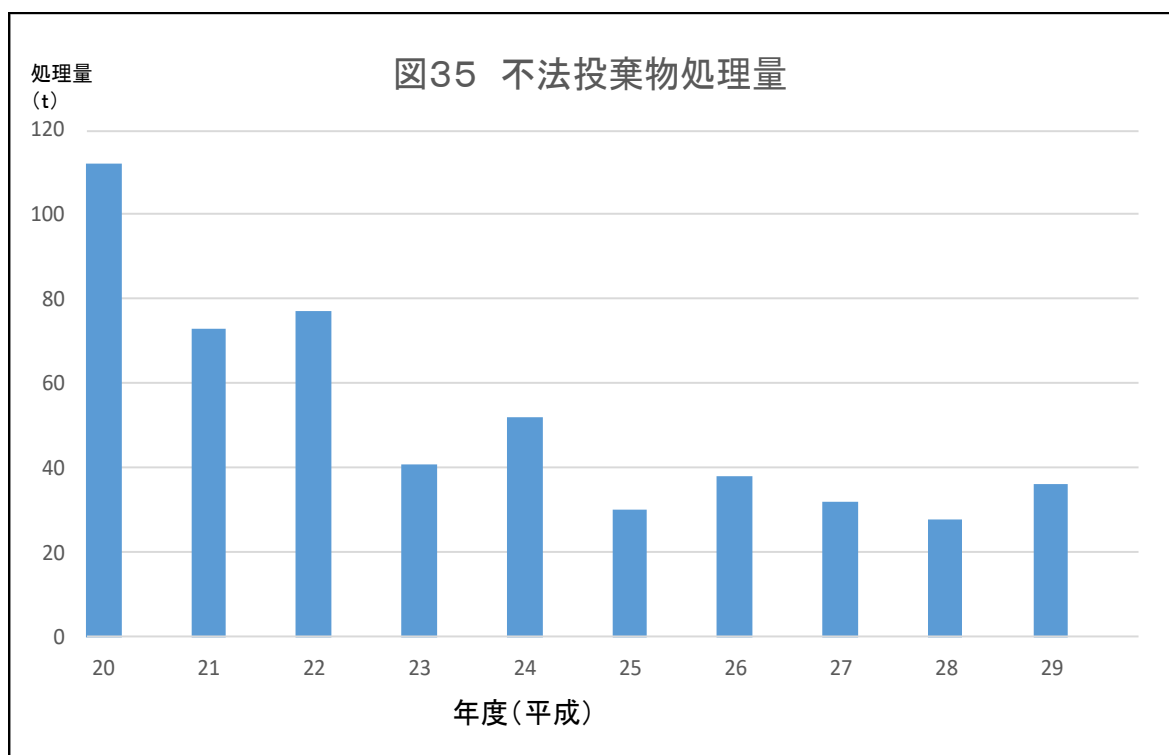
<現 状>

市内における不法投棄事案は、前期の基本計画策定期頃には、特に首都圏中央連絡自動車道（以下「圏央道」という。）の側道で家具や電化製品などの家庭系ごみのほか、建築廃材などの大規模な投棄が頻発したため、様々な防止・抑止策を講じてきました。さらに法令の罰則規定の強化と相まって、近年は、大規模な投棄事案件数は大幅に減少しています。それに伴い、年間の不法投棄物の処理量も図35のとおり減少してきています。

投棄物の撤去及び防護柵の設置などの対策は、土地の管理責任の観点から、道路などの公共の場については市が行い、民有地は原則として土地所有者が行うこととしています。

市による投棄物の撤去は、民間事業者に委託しているほか、緊急性の高いものやパトロールの際に発見された軽微なものについては職員による撤去をあわせて行っています。撤去した投棄物の処分についても民間事業者に委託し、適正な処理がなされるよう努めています。

また、監視活動としては、民間事業者委託及び職員によるパトロールを実施しているほか、各区の区長に不法投棄の現場を発見した際には通報してもらうよう協力の依頼をしています。さらに、投棄物から行為者が判明した場合には、行為者に連絡をとり自主的な撤去を促すほか、悪質な場合には警察に通報するなどの協力体制を整えています。



<課 題>

○防止体制の充実

近年は、不法投棄件数、処理量ともに減少傾向ではありますが、油断することなく、防止体制の充実及び協力体制を常に整えて臨んでいく必要があります。

○有効な抑止策

不法投棄は犯罪ですが、行為者が特定されにくく、立件されるケースが少ないことから、逮捕事例の報道等による抑止効果に大きな期待ができません。

行為者の特定や行為の抑止に有効な防犯カメラの設置について、費用対効果を勘案しながら検討していきます。

<基本計画>

(1) 基本的な考え方

不法投棄の再発防止のためには、投棄物の迅速な撤去と継続した監視活動が効果的であることから、こうした対応が可能な体制を整備していきます。

また、警察・県環境管理事務所・郵便局及び消防などの関係機関との連携を図っていきます。

(2) 具体的な施策

○投棄物の撤去及び処分の民間事業者委託の継続

投棄物を迅速に撤去及び処分するため、民間委託については継続して実施していきます。また、緊急性の高い事案や大規模な事案に対応するため、担当外の職員も一時的に撤去作業等に投入できるよう、庁内の横断的な協力体制を構築します。

○土地所有者への投棄物撤去及び防止策の要請

頻繁に投棄される土地の所有者に対し、投棄物の撤去及び柵の設置、草刈りの実施などの防止策の実施を要請していきます。

○道路等における防止策の実施

いわゆる「ポイ捨て」が慢性的に行われる箇所においては、現場の交通状況を考慮しつつ、道路幅員の減少や通行止めなど、駐車を物理的に制限する方策を検討していきます。

○頻発箇所の監視強化

圏央道側道など不法投棄頻発箇所を中心に、夜間パトロールの実施や防犯カメラの設置など、重点的な監視活動を実施して行きます。

○関係機関との情報提供協定の締結

平成29年12月に市と市内郵便局の間において、「地域における協力に関する協定書」が交わされ、郵便局員の方が配達時などに不法投棄を発見した場合は市へ情報提供していただけることとなっています。このような協定を維持していくほか、警察・県環境管理事務所ともしっかりと連携していくほか、消防機関や運送会社などのように広く市内を運行する機関との情報提供のための協定締結について、検討を進めていきます。